

# Newsletter

SCIENCE COUNCIL OF JAPAN SECTION I

## CONTENTS

### ■ 第一部役員交代挨拶

部長退任のご挨拶	第一部前部長 佐藤 岩夫 (1)
部長就任にあたって	第一部部長 町村 敬志 (3)
副部長就任にあたって	第一部副部長 橋本 伸也 (4)
幹事就任にあたって	第一部幹事 久留島典子 (5)
幹事就任にあたって	第一部幹事 溝端佐登史 (5)

### ■ 科学技術基本法改正関連資料

掲載にあたって	(7)
科学技術基本法改正問題関連資料 [再改定版]	(9)

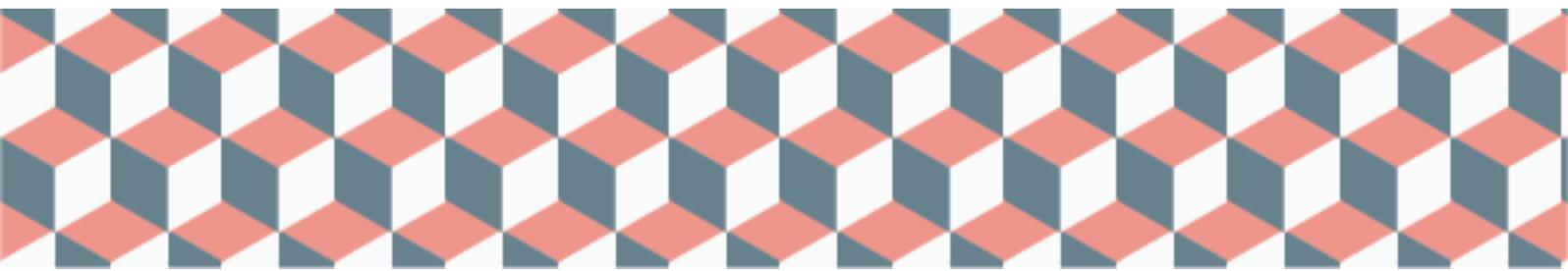
## 部長退任のご挨拶

第一部前部長 佐藤 岩夫

期の途中となりましたが、10月をもって第一部長を退任いたしました。2年間、会員の皆さまには、第一部の活動に多大のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。また、役員として献身的に第一部の活動を支えて下さった副部長の藤原聖子会員、幹事の町村敬志、橋本伸也両会員、終始第一部と密接に連携をとって下さった三成美保副会長、そして、時に無理なお願いを含めて大小様々な事務を遺漏なく処理していただいた事務局の皆さまにも、心からお礼を申し上げます。

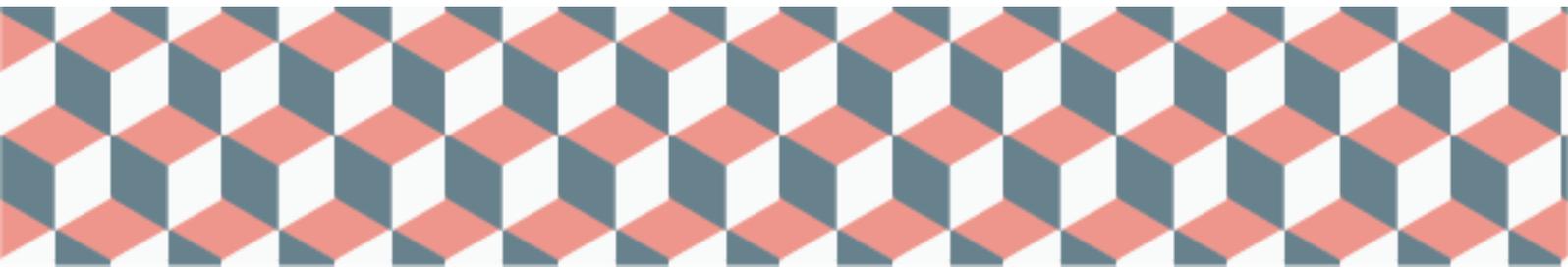
第24期の最初の2年間は、前期の最後に第一部が発出した提言「学術の総合的發展をめざして：人文・社会科学からの提言」（2017年6月）の内容を具体化し、人文・社会科学の振興を図る活動に重点を置きました。部附置の4つの分科会及び分野別委員会の活動を通じて着実な成果があり、また、上記提言の「学術白書」の着想をいかして5つめの部附置分科会として「人文・社会科学基礎データ分科会」も新たに発足しました。他方、上記提言の重要な柱の一つでありながら、はからずも第一部の会員の間で無視できない意見の隔たりがあることが浮かび上がった論点として、「研究評価」をめぐる問題がありました。意見の相違があること自体は問題ではなく、大事なのは、それについての議論を深め学術コミュニティとしての適切な合意形成を実現することです（そのプロセスの一環として、どこまでが意見が一致し、どこからは意見が異なるかの確認も重要です）。この点については引き続き第一部の会員の皆さまの活発な議論を期待しています。

現在、政府では、本ニュースレターの第4号（2019年2月）にも記載した科学技術基本法改正に向けた作業が本格的に始まっています（当面の主要な議論の場は総合科学技術・イノベーション会議・基本計画専門調査会・制度課題ワーキンググループ）。同法第1条の「人文科学のみに係るものを除く」規定を削除する方向で議論が進んでいる点は、かねてより日本学術会議が、繰り返し、同規定を削除し、それを通じた人文・社会科学を含む総合的な学術政策の実現を求めてきた立場と一致します。他方、今回の法改正に関する政府の主要な問題関心が「人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化のあり方」であ



り、科学技術基本法の中にイノベーション活性化の目的・施策を明示的に取り入れる議論があることは、人文・社会科学とイノベーションの関係、自然科学を含めイノベーション活性化と基礎研究との関係、ひいては科学技術基本法の目的をどのように考えるかなどいくつもの重要な課題を投げかけています。この問題は、第一部としても、また、日本学術会議全体としても議論を深める必要があります。本号には、科学技術基本法改正問題をめぐるこれまでの日本学術会議の取り組みについての充実した資料が収録されていますので、活用いただければと思います。

その他にも第一部が取り組むべき課題はいろいろあると思いますが、幸い、町村新部長の下、充実した新体制が発足いたしました。日本学術会議の第一部が、今後も益々、日本及び世界の人文・社会科学の発展に貢献する活動を行うことを期待しています。



## 部長就任にあたって

### 第一部長 町村敬志

このたび、佐藤前部長のご退任にともない、思いがけず第一部の部長を務めることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

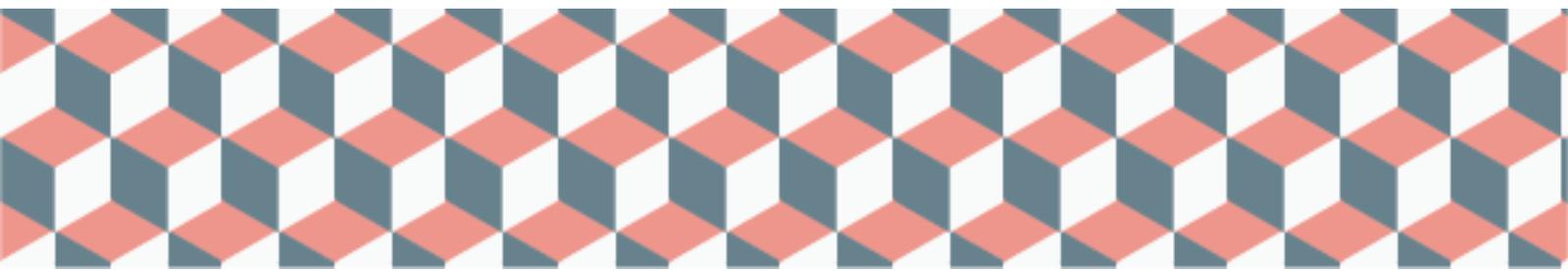
この2年間、幹事として第一部および学術会議全般の活動のお手伝いをさせていただいてきました。その中で、会員として参加していたときには見えていなかったさまざまな役割が学術会議にはあることを改めて理解するようになりました。

学術研究の領域は全般として大きな期待を寄せられる一方で、そのあり方について内外から変革に向けた要望やときに圧力が向けられています。とりわけ第一部が関わる人文・社会科学の分野は多くの厳しい課題に直面しています。24期はこの点について、課題の全体像をその背景も含めて再確認する作業をしっかりと進めつつ、人文・社会科学の新しい意義や可能性についても検討する作業をさまざまな形で継続してきました。残り1年となった現時点も、科学技術基本法改正という大きな問題をはじめ、重要な取り組みが続いております。また、各分野別委員会・分科会でもそれぞれ成果のとりまとめや発信に向け、作業が大詰めを迎えていることと思います。

この間、皆様には厳しい財政状況の下で多大のご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。多くの制約条件により十分な活動ができないできていること、お詫びを申し上げます。2019年度につきましては、各分野別委員会ごとに分科会間の調整も含め、円滑な予算遂行を引き続きよろしく願いいたします。執行状況と今後の活動予定の目安がついた時点で、予備費執行方針についても拡大役員会の審議を踏まえ、お伝えをさせていただく予定です。

また、25期に向けた会員・連携会員の選考作業もこれから本格化いたします。こちらにつきましても、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

日本学術会議の特徴として、人文・社会科学と生命科学、医学、理学、工学などが一体となって日本の学術を代表し、その知的成果を基盤に種々の発信・提言を内外に対し行なっている点があります。他の諸国の多くのアカデミーと



比較したときの日本学術会議の大きな特徴がここにあることを、幹事会での議論を通じてもたびたび感じてまいりました。ときに言語や文化の違いを感じることもあります。しかし、こうした交流と連携の場を持つことを通じ、多くの刺激を受け新しい知のかたちを創造的な営為として模索していくことは、人文・社会科学にとっても大きな意義があるものと考えます。

微力ではありますが、残り期間、全力を尽くしてまいります。なにとぞご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

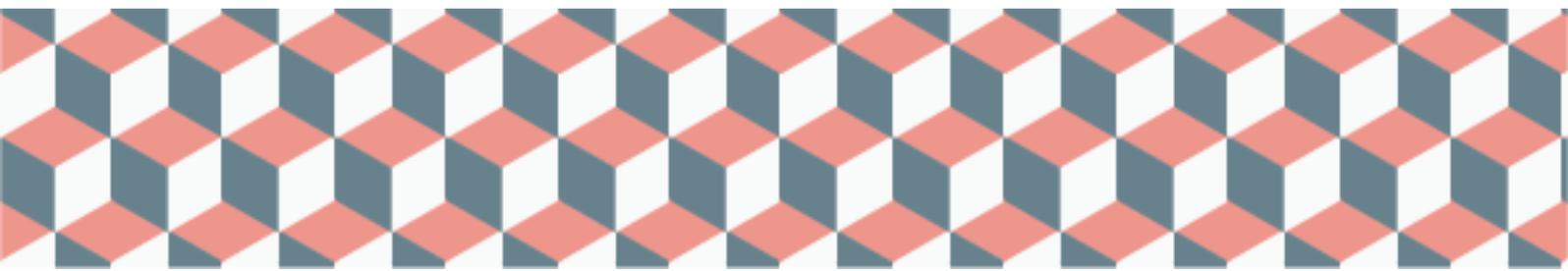
## 副部長就任にあたって

### 第一部副部長 橋本伸也

このたび新たに就任された町村部長のご指名により副部長を務めさせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

何も分からぬままにいきなり第一部幹事の職を拝命して2年、多方面からの荒々しい力によってとめどなく推進される「大学改革」とその下での大規模な再編に関わる動向、日本の「科学技術」政策の枠組みそのものに大幅な変更をもたらすことが予想される科学技術基本法改正をの動きなど、就任時に想定していたものをはるかに超えた重要課題に取り組むことを迫られてまいりました。さらに幹事会で取り上げられる議題には、これまで研究者・大学教員として触れることの乏しかった案件も多数含まれており、「学術」の広がりとともにその舵取りの極度の難しさを、文字通りに体感させられることばかりでした。学術の前提である「知ること」や「事実」の存立根拠さえ脅かし、小手先の策を弄したところでとても対応できないような世界規模の巨大な動きを前にして、いったい何をできるのかと、いまなお戸惑うことばかりです。

そうしたなか、幹事から副部長に役職名は変更になりますが、微力ながらも町村部長をお支えしながら、新たに幹事に就任された久留島典子、溝端佐登史両会員ともしっかりと協力して、多少とも意味のあることをできれば考えております。皆様のご理解、ご協力を切にお願いするばかりです。



## 幹事就任にあたって

### 第一幹事 久留島典子

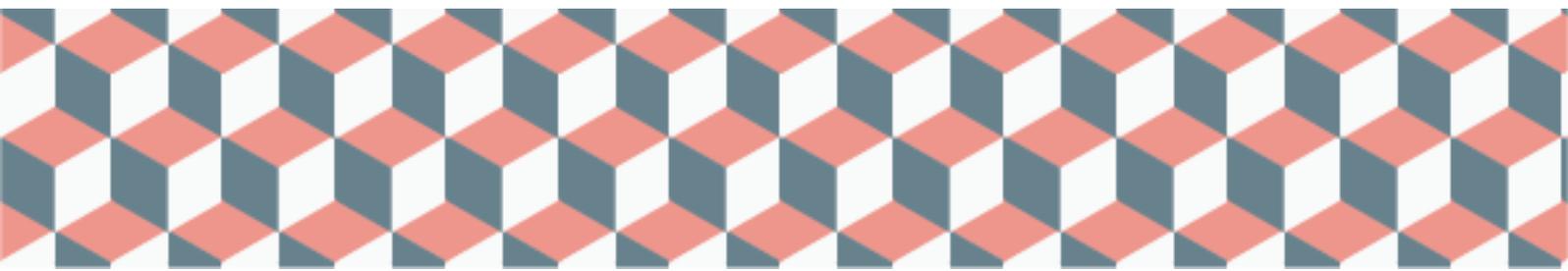
会員としての任期 1 年を残したところで、幹事に指名されるとは、私自身も正直に言って驚いています。これまで連携会員・会員として、分科会や分野別委員会・課題別委員会等に参加してきて、日本学術会議の活動や役割は一応理解していたつもりでした。しかし、幹事となって数週間、初めて参加した幹事会をはじめ、今までとは異なる学術会議に、日々接している心持です。前副部長の藤原聖子先生が、このニューズレターに掲載された就任の御挨拶で、「できる限り多くの方に役員を経験なさっていただく方がよい」と書かれていたことが思いだされました。確かに学術会議という組織をより深く理解するためには、幹事という経験は貴重です。ただ一方で、現在日本学術会議あるいは第一部は多くの重要課題に取り組まなければならない、その中で経験の蓄積や継続性は極めて大きな意味を持ち、この 1 年間で、私がどれほどの貢献ができるものなのか、心もとなく思っていることも事実です。今は、学術研究、人文・社会科学の進展のために、第一部の皆様のご協力を仰ぎつつ、微力ながら町村部長・橋本副部長を助け、責務を果たしていきたいと思うのみです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 幹事就任にあたって

### 第一幹事 溝端佐登史

このたび思いがけず第一部幹事を務めることになり、現在直面している複雑かつ大きな課題をうかがって戸惑っているところです。学術会議会員となりましてからこれまで、十分にお役にたっておりませんので、私に担えるのか心もとないところもあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

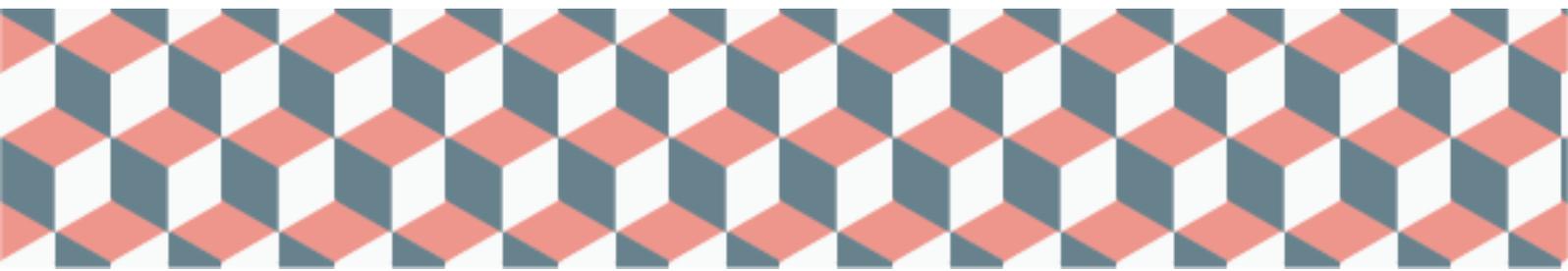
私の専門領域は経済学、地域研究に関係しますが、当該の関係の委員会以外にこの期に「研究評価分科会」、「人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会」、「オープンサイエンスの深化と推進に関する検討委員会」に関わらせて



いただきました。経済学、社会科学の視点からそれぞれの課題を考える機会を頂戴したと思っております。また、個人的には、過去 6 年間にわたり、マスタープラン申請に関わらせていただきました。文字通り人文社会科学の教育研究に基盤となるインフラの重要性もひしひしと感じております。

私自身が所属する国立大学法人の附置研究所・センターは先端的・個性的な研究・教育を担うだけでなく、共同利用・共同研究拠点という日本独特のユニークな役割も果たしております。その関係で近年、研究評価あるいは拠点機能評価のあり方そのものをめぐる議論が深まっています。この議論では、人文社会科学研究の多様性、研究の国際化とそれへの対応、データ・資料・統計などのインフラ整備の重要性、さらには若手研究者育成などなお深めるべき点は多く、それをリードする学術会議の学知と責任はますます大きくなっていると認識しております。

日本だけではなく、世界的に科学研究、アカデミズムが大きくなうねりの中にあるように思います。微力ですが、日本の学術の発展に少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。

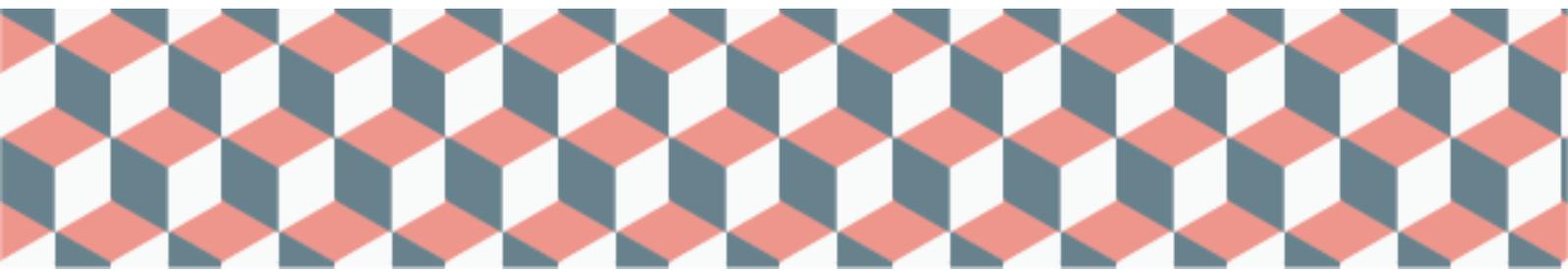


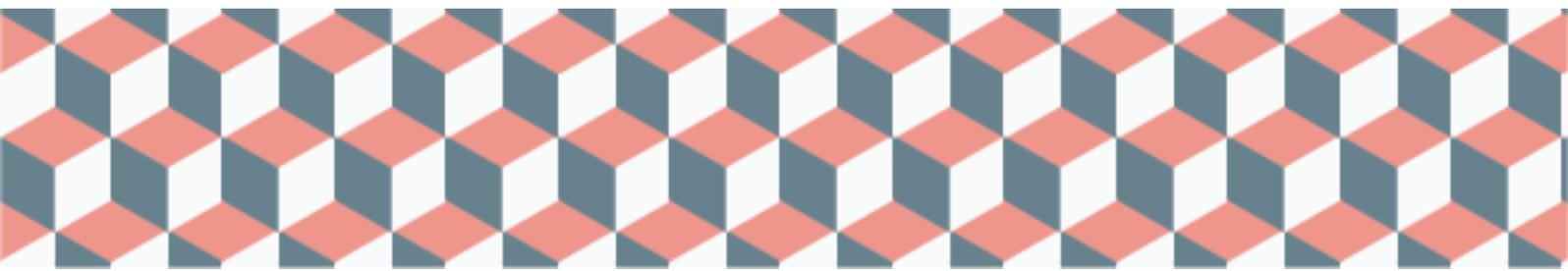
## 「科学技術基本法改正問題関連資料」掲載にあたって

以下に掲載するのは、現在、総合科学技術イノベーション会議（CSTI）等で検討中の科学技術基本法改正問題に関連して、第一部役員会での情報交換と議論に基づいて収集した資料である。今次の法改正の検討に際しては、同法中に盛り込まれた「人文科学のみに係るものを除く」という除外規定の削除が主要論点の一つとなったことから、科学技術法制中にこの規定がはじめて盛り込まれた科学技術庁設置法の制定にいたる動向から最近にいたるまで、日本学術会議がこの規定にいかなる態度を取ってきたのか、さらに学術法制全体のあり方について学術会議がどのような意見表明と活動を行ってきたのか、こうした経緯と争点をできるだけ仔細に確認できるようにすることを目指した。また、学術会議の文書のみならず国会審議も含めて、関連する情報をできるだけ多く含めることにも留意した。

資料作成にあたっては、国立国会図書館支部日本学術会議図書館（地下書庫を含む）に収蔵された総会資料、総会議事録、運営審議会その他学術会議内の各種委員会等の会議資料と議事録、国会議事録、関連する諸機関の会議資料等を参照した。すでに日本学術会議のウェブサイトで公開されているものもあるが、今回新たに文字起こしを行った資料も多く含まれている。

作成した資料は第一部役員会、第一部拡大役員会、第一部附置人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会等に提出して議論に供するとともに、逐次資料を補充して改訂を重ねていったが、ここに収録したのは2019年10月16-17日の第179回総会時に行われた第一部会に提出した再改訂版である。学術会議地下書庫に収蔵された膨大な資料群は適切な整理がなされておらず、現時点までに詳細な目録も作成されていないことから資料収集は系統的なものとはなりえず、それゆえ重要な文書が欠落している可能性もあるが、今後の研究の進展を期待してここに収録し、関係者の利用に供することとした。本資料を利用される際には、そのような暫定的性格を帯びたものであることに留意していただくようお願いしたい。





科学技術基本法改正問題関連資料 [再改訂版]

(部内資料)

2019年10月

日本学術会議第一部役員会

## 科学技術基本法改正に関連する学術会議関連資料一覧

- 1953年4月21日 日本学術会議第14回総会速記録（科学技術庁設置問題）……13
- 1953年10月21日 日本学術会議第15回総会資料綴（科学技術庁設置問題）……13
- 1953年10月21日 日本学術会議第15回総会速記録（科学技術庁設置問題）……14
- 1953年10月23日 日本学術会議第67回運営審議会記録……15
- 1953年11月20日 日本学術会議の所轄について（要望）……15
- 1955年10月31日 科学技術庁の設置について（申入）……19
- 1956年3月31日 【参考】科学技術庁設置法……20  
【補足】関連国会議事録等および『学術月報』特集……19
- 1959年2月20日 【参考】科学技術会議設置法……25
- 1961年3月30日 日本学術会議編『人文社会科学の振興のために——人文社会科学振興に関するシンポジウム』大蔵省印刷局、昭和36年3月、「開会の辞」より。……27
- 1961年5月17日 人文・社会科学の振興について（勧告）……27
- 1961年5月18日 科学技術会議の「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」（諮問第1号）に対する答申に関して（勧告）……28
- 1961年7月13日 【参考】科学技術会議総合部会基本法分科会第2回会合関連文書より……29
- 1961年7月26日 【参考】科学技術会議総合部会基本法分科会第3回会合関連文書より……29
- 1961年10月？ 【参考】科学技術庁計画局「科学技術基本法案骨子（案）」（昭和36年10月10日）および関連メモ……29
- 1962年4月19日 【参考】衆議院科学技術振興対策特別委員会科学技術の基本問題に関する小委員会「科学技術基本法（第1次案）」……31
- 1962年5月15日 人文・社会科学振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について（勧告）……31
- 1962年5月18日 科学研究基本法の制定について（勧告）……32
- 1962年12月26日 科学研究基本法の制定について（伝達）—科学技術庁計画局長宛……32  
科学研究基本法の制定について（伝達）—文部省大学学術局長宛……33
- 1965年12月16日 科学研究計画第1次5か年計画について（勧告）……34
- 1966年2月24日 科学研究基本法特別委員会議事録よ……36
- 1966年2月1日 基本法特委（41.2.1）参考資料より……37
- 1966年3月 【参考】科学技術基本法案（昭和41年3月17日学術会議受領）……37
- 1966年3月26日 科学技術庁長官宛朝永振一郎会長の意見「科学技術法案について」……38
- 1966年10月19日 日本学術会議第47回総会資料綴（科学研究基本法特別委員会報告）……39
- 1967年4月19日 日本学術会議第48回総会資料綴（科学技術基本法・科学研究基本法問題・科学研究基本

	法案) ……41
1967年7月20日	【参考】「自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会中間了解事項」 ……42
1967年月日不明	科学技術基本法の制定についての科学研究基本法特別委員会の申し合わせ(第314回運営審議会承認) ……42
1967年9月12日	科学技術基本法案要綱(第2次試案)に対する日本学術会議の意見 ……42
1967年10月18日	日本学術会議第49回総会資料綴(科学技術基本法・科学研究基本法問題・科学研究基本法案) ……43
1967年10月18日	日本学術会議第49回総会速記録 ……46
1967年10月26日	科学技術基本法案について(申入れ) ……47
1968年2月	科学技術基本法案について(科学研究基本法特別委員会) ……48
1968年4月2日	日本学術会議第50回総会資料綴(科学技術基本法・科学研究基本法問題) ……50
1968年10月16日	日本学術会議第51回総会資料綴(科学技術基本法・科学研究基本法問題) ……52
1968年	【参考】第五八国会(昭和四三年)提出科学技術基本法案 ……53 【補足】同法案関連国会議事録 ……53
1969年1月20日	日本学術会議第52回総会資料綴(科学技術基本法・科学研究基本法問題) ……56
1969年5月10日	科学技術に関する基本法等の制定について(勧告) ……59
1969年	第53回総会速記録 ……60
1971年12月9日	科学研究5か年計画について(勧告) ……61
1976年6月3日	再び科学研究基本法の制定について(勧告) ……63
1977年6月24日	科学技術会議の第6号答申「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」に関する日本学術会議の見解 ……65
1980年5月22日	科学者憲章について(声明) ……66
1995年4月20日	第121回総会基調報告「日本学術会議の課題——高度研究体制を目指して」 ……67 第121回総会速記録(第2日目)[科学技術基本法案関連部分のみ抜粋] ……68
1995年	【参考】科学技術基本法 ……77 【参考】尾身幸次『科学技術立国論——科学技術基本法解説』読売新聞社、1996年。 ……78 【参考】菊賢一『知っておきたい科学技術基本法』大蔵省印刷局、平成8年。 ……79
1996年6月24日	科学技術基本計画について(会長談話) ……81
2001年3月26日	第1部・第2部・第3部共同報告「21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性——「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会=文化システムを目指して」 ……82
2008年3月	【参考】石井紫郎「「学術基本法」の制定をめざして」『学術月報』61(3)、2008年3月。 ……84
2009年11月26日	第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言 ……85

- 2010年4月5日 日本の展望——学術からの提言 2010……86
- 2010年8月25日 総合的な科学・技術政策の確立による 科学・技術研究の持続的振興に向けて（勸告）  
……87
- 2015年2月27日 第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言（提言）……89

※この資料集は、科学技術基本法改正にかかわって、同法中の「人文科学のみに係るものを除く」規定に関連する過去の経緯について第24期日本学術会議第一部内で共有するために作成した部内資料である。

※短期間で作成したことから、関連する資料群を悉皆的に収集・検討したものではなく、関連すると思われるファイル等をアドホックに調査したものであることから、重要な文書類が欠落している可能性がある。

※資料の多くは手書きでももとの文書に少なくない数の誤記等が含まれるのに加えて、転写に際して新たに誤字等を生んでいる場合もあるので、本資料から引用する際には原資料にたちかえってチェックすることを推奨する。

## 1953年（昭和28年）

日本学術会議第14回総会議事録

（1953年4月21日～23日）

第14回総会に先立って、自由党による科学技術庁設置案について「修正の上、支持」とする学術体制委員会の意見を踏まえて全会員を対象に「科学技術行政機構」についてアンケート実施。総会資料にはその結果などが含まれる。自由党の作成した「科学技術庁設置要望」および関連文書も配布。それらを説明する我妻栄副会長・学術体制委員会委員長〔当時の第3部〕の提案のなか、学術会議発足前に設置された学術体制刷新委員会で「科学技術行政機構」について審議した際の各種提案を紹介、そこに以下の発言がある。

「(7)の人文科学関係有志案は全体において一番異色を帯びておりまして、この人文科学関係有志案では、そうした行政執行権限を持った機関はいらないということをはっきり言うておりまして、総会の審議録を見ましたりあるいは公聴会の議事録を見ますと、私の受ける印象では自然科学関係の方々からの提案はいずれも執行機関を置くということに傾いておりますのに対して、人文科学関係者がこれに反対をして、結局先ほどの三つの特別委員会からの三つの案のうちの最後の科学庁あるいは科学院というものを置こうとする案が否決されて、協議会案になったように思われるのであります。もっとも人文科学関係有志案もその点は積極的なものを含んでおりません。「科学行政機構の整備は、政府自体の責任である。但し、政府部内に学術研究に関する主務官庁を設けて、学術審議会の活動を行政面から裏づけることは必要ありと認める。しかし、その場合、学術審議会の自主性はあくまでも確保されなければならない。」と言っているだけでありまして、むしろ危惧の念を抱いていて、積極的に賛成し得ないというような理由といった方が正しいかもしれませんが、他の案と比較してみますと、これは一番異色を帯びているように思われます。」(362-364頁)

日本学術会議第15回総会資料綴

1953年10月21日、10月22日、23日

報. 案19/総会15

研究体制委員会（報告並びに議案）

1953.10

委員長 我妻栄

全総会での議論を受けて、「科学技術行政機構」についての学術会議内外のさまざまな単位で議論がなされており、それらがこの資料綴りには含まれる。各部では、第5部・第6部が独自の具体的な行政機関のあり方について提案、そららと自由党案、さらにその後に出された科学技術振興議員連盟案との対比などを行った資料が含まれる。

そのうち、第5部案には以下のような「基礎科学・人文科学を除く」ことを求めるかのような文言がある。

- ・ 「科学技術審議庁」の任務を狭い意味の科学技術ないし産業技術に限定し、基礎科学や人文科学をその管轄外とすることは、できる限り避くべきである。
- ・ 基礎科学や人文科学を管轄外とすることは不適當であるが、基礎科学からの反対があるならば、狭い意味の科学技術ないし産業技術に限定されることもやむを得ない。

なお、総会中に開かれた運営審議会で審議未了ということが確認され、最終日の総会討論の末尾で、審議未了という運営審議会の決定が確認されていることを速記録から確認可能。

## 日本学術会議第15回総会速記録

### 上記第5部案についての大山第五部会長の説明より

「五番目は科学技術審議庁の任務を狭い意味の科学技術ないし産業技術に限定し、基礎科学や人文科学をその管轄外とすることはできる限り避くべきである。この考えは科学技術を産業技術だけに限定しますことは、大きな意味の科学を利用していくことにはならないおそれがあるから、広く人文科学、社会科学等を含めてやった方がいいという考えでこの案はできております。ちなみに基礎科学や人文科学を管轄外とすることは不適當であるが、基礎科学からの反対があるならば狭い意味の科学技術ないし産業技術に限定されることもやむを得ない。いろいろな理由からしまして、基礎科学や人文・社会科学の方面ではこういうかっこうがまずいかもしれないということが起こって来た場合に、この科学技術・産業技術のようなものに関しましては現在貿易を進展させなければならない、日本の経済を立て直すのにぜひ必要だから一緒に行けないならばやめたという程度ではなく、何とか一緒に来て下さいという意味合いであります。」(第二巻 205-206 頁)

### 第5部案に対する総会三日目の桑原武夫会員の発言より

「桑原武夫君 五部案は、うっかりすると、学術会議そのものを潰してしまうことになるのではないかと。時間がありませんから省略いたしますが、五部案には人文科学あるいは基礎科学の方で不賛成であるならば、それを除いてもいいというのでありますが、これははなはだ危険な思想であると思います。科学というものは無性格のように見えますが、その科学をどちらの方向に動かすかということは、人文科学、社会科学全部にまたがるものであって、それを区切ってこういうことを考えつかれるということは、きわめて危険なものを包蔵しておると思うのです。」(361-365 頁)

日本学術会議運営審議会記録

第67回（1953年10月23日）

第1. 第15回総会審議事項の処理

7. 科学技術行政機構について

議長〔我妻副会長〕より

「総会においては第5部案・第6部案の他に、第4部から具体的な案ではないが、前回の議決の線を守り、学術会議を尊重することを基本線とした意見が用意された。討議の結果、学術会議の強化を図るという方針は明確にされたが、科学技術行政機構をどうするかという点は審議未了というところになった。従って、学術会議としては、この件については、何らの意思決定をしなかったことになる。何か意見があったら承りたい。」旨発言。

結局、運営協議会としても、この件については、審議未了で意思決定しなかったことを確認。（7-8頁）

上記のような、科学技術行政機構のあり方をめぐる議論と並行して、国会などで学術会議の「所轄」や民間団体化する動きがあり、以下の文書はそのことに関連した内閣総理大臣宛の会長による要望書。なお、この件について文学者・言語学者の新村猛が「科学技術庁設置の問題——第三期学術会議の課題（時評）」を『日本文学』3-2、1854年に寄稿 [<https://ci.nii.ac.jp/naid/110010007413>]。

2-57

庶発577号 昭和28年11月20日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

日本学術会議の所轄について（要望）

政府において目下行おうとしておられる行政改革に当り、日本学術会議の所轄を変更することが議せられていると伝えられておりますので、本会議は、去る10月21日開催された第15回総会で、特にこの問題について審議しました。その結果、本会議の設立の経緯ならび本会議の営む機能に鑑み、日本学術会議を政府機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良と認め、かつ、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。その主な理由とするところは、別のとおりであります。本会議は、政府が、この本会議総会の総意に特別の考慮を払われるよう要望します。

（別紙）

日本学術会議の性格について

2, 3の新聞の報ずるところによりますと、政府は、この度の行政改革に当り、日本学術会議を、(1)民間

団体とするか、または、(2)総理府以外の特定の省(例えば、文部省)の所轄とする意図を有するとのことでありますが、それは、左記の理由によつて、甚だ妥当を欠くものと考えられます。

第一、日本学術会議を民間団体とすることについて

(1)今日において、日本学術会議を民間団体とすることは、日本学術会議成立の経緯に鑑み、甚しく軽率のそしりを免れないと思います。

そもそも事の起こりは、終戦直後のことであります。日本を文化国家として再建するには、科学の振興と行政の科学化が何にもまさつて必要だという考えから、当時日本の科学振興の任務を担当していた代表的な3つの団体(帝国学士院、学術研究会議、日本学術振興会)を改組すべきだという意見が有力になりました。そして、紆余曲折を経た結果、昭和21年に、全国の科学者から選挙された108名のメンバーによる学術体制刷新委員会が成立しましたが、政府(片山内閣)は、これに対して、日本の学術体制を刷新するための案を作成答申すべき旨を諮問し、その費用を支出しました。そこで右の刷新委員会は、昭和22年8月から活動をはじめ、各方面の意見を斟酌し、慎重審議を重ねた上で、翌年の4月に、学術体制の新しい構想を政府(芦田内閣)に答申しました。その答申の主要な内容は次の3点であります。

- (a) 日本学術会議法を制定して、日本学術会議を設けること。
- (b) 日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機構相互の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とする科学技術行政協議会を、内閣総理大臣の所轄の下に、設けること。
- (c) 基本的諸科学の振興に対し責任をもつ行政機構を整備強化すること。

政府は、この答申を採択し、第3国会の審議を経て、昭和23年7月10日に日本学術会議法(法律第121号)を制定公布し、それに基づいて、同年12月に全国的な選挙が行われ、210名の会員が選挙され、翌昭和24年1月に第一期学術会議が成立しました。なお、政府は、右の答申に基づいて、昭和23年12月20日に科学技術行政協議会法(法律第253号)を制定公布しました。

日本学術会議は、かような抱負をもつて、極めて慎重な準備を経て、成立したものであります。

およそ科学技術の振興や行政の科学化というような問題は、性急にその成果を期待することのできないものであります。日本学術会議も、成立後今日まで、政府からの多くの諮問に答え、また幾多の重要な勧告をして、その成果に見るべきものが少なくありません(別紙「勧告・申入れ・諮問・答申一覧表」)、しかもなお、過去5年の経験を基礎として、いよいよその真価を発揮すべき時期が到来したというべきであります。従つて、いま急にこれを民間団体にするというようなことは、成立に当つて慎重な準備を無視し、折角伸びようとする芽をとるに等しく、全く無用有害の措置といわなければなりません。

(2)日本学術会議の営む機能を鑑みるときは、これを政府機関として存置すべきものと思われま

- (a) 日本学術会議の成立について右に述べましたように、日本学術会議は、日本を文化国家として再建するという国家目的を達成するために、科学者に重要な任務を担当させることを目的として設けられたものであります。このことは、既に、日本学術会議の本質が国家機関たるべきことを示すものといわなければなりません。現に、前記科学技術行政協議会(この協議会が国家機関であるべきことは、何人も異

議のないところと思います)には、政府と日本学術会議とが公式に連絡すべき事項を規定しております。また、学術上の功績顕著な科学者を国家において優遇する機関たる「日本学士院」は、日本学術会議に附置され、かつ、その会員は日本学術会議で選考することになっています。その他、現行の法律ないし行政機構のうちには、日本学術会議と直接間接に連絡すべきものとされている事項が少なくありません。これらのことは、日本学術会議が、国家機関であることを適当とする証左であると思われます。

- (b) 日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として」成立以後、ICSU(International Council of Scientific Unions)を始めとして、多くの国際的な学術団体のメンバーとなりました。これらは、いずれも、学術会議がわが国の国家機関たることを前提とするものであります。従つて、今これを民間団体とすることは、国際的な信用に及ぼす影響も少なくないと思われます。
- (c) 一国の科学技術の振興をはかり、その成果をその国の行政及び産業に取り入れようとすることは、近時、世界の文明国があい競つて努力しているところでありますが、そのために、いずれの文明国にも、わが日本学術会議に相当する科学技術者の全国的組織ができております。そして、それらは、悉く、純粹の国家機関であるか、少なくとも半国家機関たる性格を備えております。純粹の民間団体たる唯一の例外は、アメリカ合衆国のアカデミーであります。わが国において、この唯一の例外に倣わねばならない理由はどこに存するのでありましようか。戦後の疲弊したわが国においてこそ、日本学術会議を国家機関として、国家がこれに対し全力を傾けて財政的援助をするとともに、その機能を100パーセントに活用する必要があるのではありますまいか。さればこそ、日本学術会議の成立に当つて異常な関心を示したGHQが、アメリカ合衆国の例に反して、日本学術会議を国家機関とすることを適当と認めたのであろうと推測されるのであります。

もしもこれを民間の特殊団体といたしますときは、第一に、その勧告や答申の行政上に及ぼす力が實際上甚だしく減殺されることは、わが国の行政の現状に鑑みて、否定しえない事実であると思われます。のみならず、第二に、その運営上にも重大な支障を生じると考えられます。なぜかといえば、民間団体とするときは、たとえその経費を国庫によつて賄う方針を確立するとしても、科学の発達による学術会議の任務の増大に伴う経費の累増に応ずることは、実際問題として、不可能に近くなり、その上、事務局人員の充実に致命的な支障を生ずることは避け得ないと思われるからであります。

第二、日本学術会議を特定の省の所轄とすることについて。

- (1) 日本学術会議は、日本学術会議法の定めるように、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」ものであります(同法2条)、このことは決して特定の省の所轄事項に限定されるものではありません。ことに、同法3条の定める「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」ことや、同法4条の規定する「政府所轄の研究所、試験所及び委託研究費に関する予算編成の方針」に関して政府が諮問すること、同第5条の規定する「科学に関する研究成果の活用に関する方策」について政府に勧告することなどは、明らかにすべての省の所轄事項に互るものであります。さればこそ、日本学術会議と政府との連絡の衝に当たることを目的とする科学技術行政協議会は、総理大臣をもつて会長とするのであります。これを特定の省(例えば文部省)の所轄とすることは、日本学術会議の任務が基礎科学に限るものではなく、広く応用の面に及ぶものであることを忘れた所轄といわざるを得ま

せん。

- (2) 日本学術会議は、日本学術会議法第3条第1項に定めるように独立してその任務を行うものでありますから、総理府の所轄としておいても、総理府の責務を重くするものではありません。従つて、これを総理府の所轄から排斥することは、総理府の事務の整備という面からみても、少しも加えるところがありません。

日本学術会議は、去る10月の定期総会において、日本学術会議の性格及び所轄の問題について討議いたしました。その際には、日本学術会議を国家機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良のもの認め、かつ、政府において、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。右に述べましたことは、その際に会員から主張された意見の要旨であります。政府においては、このことも特別の考慮を払われますよう希望いたします。

[<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/02-57-y.pdf>]

1955 年（昭和 30 年）

3-17

庶発第 673 号 昭和 30 年 10 月 31 日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

科学技術庁の設置について（申入）

日本学術会議は、科学技術庁の設置について、その構想の当初から、このような機関の成立は万一その設置方針が適正を欠く場合には、科学技術の行き過ぎた統制に陥り、また、ともすれば特定部門の推進を図るのあまり、他の諸部門を圧迫するおそれもあるとして、この問題に重大な関心を寄せてきました。

ところが、現在その設置が具体的に進められていると聞くので、この問題に関する従来の経緯にかんがみ、この際改めて日本学術会議の意見を聴されることを希望します。

さらに、日本学術会議はこの問題について上述の懸念を持つほか、なお、当面下記のように考えるので、ここに本会議第 20 回総会の議により上記の希望を付して申し入れます。

期

1. このような機関の任務は、科学技術行政に関する基本的な企画立案、総合調整に止めるべきこと。
2. 原子力に関する行政はその性格上から見て、他の科学技術行政から切り離すべきこと。

## 1956年（昭和31年）

科学技術庁設置法制定をめぐる学術会議の動向については、【補足2】にあげた『学術月報』Vol. 9, No. 3 (1956年6月) 所載の日本学術会議事務次長・竹下俊雄「日本学術会議における科学技術庁設置問題の審議経過」が紹介。【補足1】の国会における茅会長の発言にもある通り、結局、学術会議として同庁設置について意見の集約にはいたっていない。

他方、学術会議との関係を定めた第七条五は、原案では「科学技術に関し、」との文言があったが、これは第三条が「人文科学のみに係るものを除く」としたところとの関係もあって国会で争点化、衆議院でこの文言が削除されたのに加えて参議院でもこれに係る修正案が出されるなど、科学技術庁と「人文科学」との法的関係については重要な論点になっていた。

また、「科学技術」の範囲、「大学における研究」の扱いなどが細かく指示されている点にも留意。

### 【参考】科学技術庁設置（昭和31年）

法律第四十九号（昭三一・三・三一）

#### ◎科学技術庁設置法

##### （目的）

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

##### （設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

##### （任務）

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

##### （権限）

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従ってなされなければならない。

十一 科学技術（原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。以下、次号及び第十三号において同じ。）に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

十二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。

十三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

(企画調整局の事務)

第七条 企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術（原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

五 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

(原子力局の事務)

第八条 原子力局においては、次の事務をつかさどる。

一 原子力利用（大学における研究に係るものを除く。以下、第二号、第三号及び第十号において同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整並びにこれらの経費の配分計画に関すること。

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六 放射線医学の総合的研究に関すること。

七 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

八 原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。

九 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

十 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。

十一 原子力利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

十二 原子力利用に関する統計の作成に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

(法全文は以下を参照、[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/02419560331049.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/02419560331049.htm))

#### 【補足1】

昭和29年2月15日内閣委員会付託の法案（松前重義議員提案）第3条には、「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）」の規定なし。（第19国会参議院内閣委員会会議録第四号、昭和29年2月18日、11頁。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/019/0388/01902180388004.pdf>)

昭和29年3月3日衆議院内閣委員会に学術会議「議長」（議事録における会長の誤記）の茅誠司、同研究体制委員会委員長藤岡が参考人として出席、学術会議としての議論経過の説明。（第19国会衆議院内閣委員会会議録第八号、昭和29年3月3日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/019/0388/01903030388008.pdf>）同案は審議未了で廃案。

その後、昭和 31 年第 24 回国会に内閣から提出された法案の第 3 条に、「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）」という規定が含まれている。

昭和 31 年 2 月 20 日衆議院科学技術振興対策特別委員会における質疑（第 24 国会衆議院内閣委員会議録第四号、昭和 31 年 2 月 20 日）

志村委員

「……今度の科学技術庁の中で、第三条に「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。）」ということが書いてあるのであります。これは以前から問題になっており、われわれはこの予算の点については、原子力の場合においても、大学をその中に入れる予定であったのであります。ところが学者の方面からの異議があつて、大学は除外するというような態度をとってきたのであります。この基礎的な理論の研究と技術の応用ということは、私たちは一体不可分と考えておるのであります。しかしながら、学者の方面からこのような反対があるということを知り、驚いたのであります。その理由を聞いてみると、統制されるのではないかと、学問の自由が奪われるのではないかと、こういうことを学者は非常におそれおるのであります。各国では、大学と科学技術関係の行政官庁とは、一体となっているところが多いのであります。日本の場合において、なぜこういうことを言うのであるか。言いかえれば、これは学者側からの現在の政府に対する不信任に基くものじゃないかと私はかんがえておるのであります。文部省では、学者の科学技術から除外していただきたいという希望がどこにあるか、どういうふうにお考えになっておるか、その点をお尋ねしたいと思います。」（6 頁）

（全文は、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/024/0068/02402200068005.pdf>）

昭和 31 年 3 月 16 日第 24 国会参議院内閣委員会に茅誠司日本学術会議会長が参考人として出席。

参考人（茅誠司君）

「……この科学技術庁の問題は、議会におきましてもずいぶん長く、ただいま池田さんのお話にもありましたように論議されてきて、それに伴って、学術会議におきましても、いろいろと議論したのであります。学術会議としてまとめた意見をついに出すことができなかったのであります。と申しますのは、たれしもわかることではあります。こういう責任官庁を置かして、日本の科学技術を画期的に振興するということの必要は痛感しておりますけれども、しかし場合によっては、その運営を誤ったときには、統制的になる傾向がありはしないか、そして学問の自主性をそこなうということが懸念されるという点に心配を持つ人も相当ありました。ことに自然科学方面よりも人文科学の方面にそういう心配を持つ方が多かったのであります。それといま一つは、特定の産業部門と結びついた方面に力を入れるのあまりに、他の部門がネグレクトされやすい、つまり学問全般の健全な発達を果してそれで保障できるであろうかという点にいろいろと懸念がございましたので、なかなかまとめた意見を出すことができず、従って学術会議の態度が煮え切らないものであったことはたしかなんでありまして、この科学技術庁案が相当具体的になって参りましたので

学術会議としても種々論議を重ねました結果、政府に申し入れいたしました。それを御参考のために読み上げたいと思います。……」

質疑における重要な論点は日本学術会議と科学技術庁との関係。

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/024/0388/02403160388015.pdf>)

同3月20日参議院内閣委員会では、人文科学にたいする科学技術庁の管轄関係、あるいは防衛庁における科学技術研究との関係などについて集中的に質疑、「答弁が食い違って、向うの方の答弁をなさっておるので、さっぱりどうも要領を得ない」という指摘あり。「学問の自由」についての答弁もずらしたものの。

(全文は、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/024/0388/02403200388016.pdf>)

同3月22日参議院内閣委員会質疑では、学術会議による学術振興策（補助金、交付金）と科学技術庁との関連、科学技術庁と学術会議との関連、大学における研究と学問の自由などについて突っ込んだやりとりが行われる。

○高瀬荘太郎君

「……まあ科学技術庁の役割のおもな点が、日本全体の科学技術振興に関するいろいろな総合的調整をする、こういうことにあるわけです。そしてそれをやるにつきまして、研究の補助金とか交付金というようなものについても科学技術庁の方で調整をされるというような趣旨になっておると思うのですが、日本学術会議でもこれをやっておった。それはもっぱら文部省関係の方面の補助金なり交付金なのでありますが、それについては今まで通り日本学術会議のやっておったことも認められるのか、その方は科学技術庁の方へ移されるのか、それを伺いたい。」

○政府委員（齋藤憲三君）

「御指摘のように、従来学術会議におかれましては主として、文部省に関する人文科学、自然科学の問題に対して御審議があったように存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございます通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外しているのでございまして、従来通り文部省に関しましては学術会議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に関しましても、特に学術会議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆえんだと考えまして、この第七条第五号を設けたのでございまして、科学技術庁といたしましては、学術会議の御意見をあくまでも尊重する意味で密接な連関をとって参りたいと考えております。」

○高瀬荘太郎君

「次にもう一つ質問に移りたいと思いますが、大学の研究を除外されたという点なのですが、これは学者の方面からの申し入れもあって、大学の研究の自由、こういうような見地でお考えになったと思うのですが、日本全体の科学研究を総合的に振興していこうというような立場や、日本全体の科学の研究を促進するという立場からいきますと、大学の研究というものとほかの研究というものをやっぱり関連させて協力的な状態に置くということもぜひ必要なことじゃないかと思えます。この前の委員会で参考人として学術会議の茅会長らその他

学者も見えて、大学の研究というものをやはりほかの研究から全然分離するという事はよろしくない、やはり何らかの方法でもって協調をする、あるいは協力をするということは必要だということをお認めになって、ことに原子力関係なんかは、その必要は現在最も多いと思うのですが、そういうことはお認めになるだろうと思いますが、そうすれば大学の研究というものとその他の研究というものの連絡をどういうふうにお考えになるか、その点を伺いたい。」

○政府委員（齋藤憲三君）

「この大学の研究と一般科学技術の振興とをどういうふう調整していくかという御質疑のようでございますが、これは非常に重大な問題でございます、この点に関しましては政府といたしましてもいろいろ配慮をいたしましたのであります。しかし原則といたしましては大学における基礎科学の研究は、一応これを科学技術の行政面から除外いたしまして、学問の自由、研究の自由というものを確保する。それはしかし非常に重大な科学技術伸展の基礎をなすものでありますから、これはどうしても科学技術の進歩発達のためには大学の基礎研究を取り入れていかなきゃならぬということは、これは申すまでもないことであります。従ってこの間の調整に関しましては、常に大学の研究において取り上げられるものはいろいろな方法においてこれを実施面に移したい、たとえて申しますならば、大学の研究室から出て参りました発明特許というようなものは、これを中間工業試験に移すという必要のあるものは、文部当局と相談をして中間工業試験に移すようにするとか、また常に大学の研究の実態についても、許される範囲内においては常にその報告等を求めて、これに注意を払うというようにいたしたいと、さように存じまして十一條の第三項でこれに関しまして「科学技術の振興及び資源の総合的利用に関する重要事項について勧告するととができる。」とか、あるいは必要があると認められるときはその報告を求めることができる。とかいう範囲内におきましては文部大臣との了解の上で、一切を含めてこれをやるということにいたしておる次第であります。」

（全文は、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/024/0388/02403220388017.pdf>）

同 3 月 23 日 参議院内閣委員会では、科学技術庁による学術会議、人文科学の取り扱いについての修正案の提出。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/024/0388/02403230388018.pdf>

同 3 月 26 日 日本会議で可決・成立、反対討論として上記の修正点が指摘されている。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/024/0512/02403260512025.pdf>

## 【補足 2】

『学術月報』Vol. 9, No. 3 (1956 年 6 月) 「特集：科学技術庁の発足に当たって」

日本学術会議事務次長・竹下俊雄「日本学術会議における科学技術庁設置問題の審議経過」によれば、学術会議発足以前および 1952 年以降の研究体制委員会（後に学術体制委員会）における審議の継続を跡付けつつ、「結局学術会議として積極的な意見を述べるに至らないで終わってしまった」（11 頁）とある。

また、科学技術庁長官官房総務課長・水間光次の「科学技術庁の機構と予算」に設置法に定められた同庁の任務について、「この際注意すべきは、科学技術庁の所掌に属する科学技術の範疇として、人文科学のみに係るものおよび大学における研究に係るものは除外され、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）はこれを含むことが明確にされている点である」（16頁）と特記されている。

さらに、京都大学教授・児玉信治郎「科学技術庁と大学」は、「このような官庁を置くことに対しては永い間、ことに科学者（人文科学を含めて）の間から強い反対が叫ばれてきた」とした上で、以下のような指摘がある。

「この度発布された科学技術庁設置法によると、科学技術庁の任務は科学技術に関する行政を総合的に推進することにあるが、科学技術なる語の下には括弧があり、その中に（人文科学のみに係るものおよび大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）とあり、科学技術庁のあらゆる業務から大学における研究に関する事項は一切除かれている。

私はこのことはきわめて賢明な措置と思うのであるが、またそこに問題が新しい生じているようにも思うのである。

大学における学問の自由が保証されなければならないことは、大学がその任務を達成する上においてもっとも大切なことであり、このことはわが国においても常識となっている。

すなわち、これにより人文科学においては、時の政治権力から影響を受けることなしに、大学自身の考えによって真理を探究しうることが保証される。

同じことが自然科学についてもいえるが、この方はあまり注意をひいていない。すなわち自然科学の研究がときの政治権力の都合によって影響されることはまずないであろうが、目さきの近視眼的応用との関係によってある研究は大いに促進せられ、ある研究は陽の目を見ないということはないとはいえない。このようなことは人文科学の研究における政治権力の介入と同じ程度の重要性を持って考えるべき問題であると思うのである。」（21頁）

## 1959年（昭和34年）

科学技術庁設置法に盛り込まれた「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）」のうち、「大学における研究に係るものを除く」は科学技術会議設置法にはもりこまれず、「人文科学のみに係るもの」のみが除外の対象となった。科学技術庁設置法制定時には大学における基礎研究の扱いが争点としてより大きな比重を占めていたことに留意。そのことが、以下の学術会議における「人文・社会科学の振興」の強調とどう関連するかはなお検討を要する。

【参考】科学技術会議設置法（昭和34年）

法律第四号（昭三四・二・二〇）

◎科学技術会議設置法

（目的及び設置）

第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附属機関として、科学技術会議（以下「会議」という。）を置く。

（諮問）

第二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があると認めるときは、当該事項について会議に諮問しなければならない。

一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。

二 科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。

三 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること。

四 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの

（法文全文は以下を参照、

[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/03119590220004.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/03119590220004.htm)

## 1961年（昭和36年）

日本学術会議編『人文社会科学の振興のために——人文社会科学振興に関するシンポジウム』大蔵省印刷局、昭和36年3月。

（第32回総会[1960年10月]において設置された人文・社会科学振興特別委員会の主催したシンポジウム[1961年1月28日]の記録）

「開会の辞」（日本学術会議副会長 桑原武夫）より

「科学技術会議や科学技術庁においても、人文科学の振興ということに反対はありません。ただ科学技術会議法という法律には、この会議は人文科学のみに関することは扱わない、という規定がございます。人文科学というのはこのさい社会科学も含むわけではありますが、そういう法律がありますので、人文科学の振興ということは、科学技術会議ないしは科学技術庁においては、正面から取り上げることが法制上できない、ということになっているようであります。したがって、人文科学の振興とこれと自然科学との正しい結びつきというような問題こそ、学術会議で考えるべきことではないか、そういうご意見を聞いたこともございます。そして私たちもそう考えます。ご承知のように、日本学術会議は七つの部からできております。念のために申しますと、それは大学の学部にはほぼ対応するのであって、文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部、農学部、医学部、これに対応するものがそれぞれ第一部から第七部まででありまして、そうした学問の色々な部門をふくむ学術会議こそ、この人文科学の振興の問題を、この段階において本気でとりあげなければならないと思うわけがあります。」（9頁）

5-19

庶発360号 昭和36年5月17日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

人文・社会科学の振興について（勧告）

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

自然科学と人文・社会科学の関係は密接を加えつつあり、科学の進歩は、この二つの部門のつりあいのとれた振興を必要としている。科学の進歩に対する国民の認識が高まり、その振興方策が具体化しつつあることは喜ばしいが、もし自然科学に偏した振興政策がとられるときは、科学振興の目的をかえつつ阻害するおそれがある。政府は、人文・社会科学の振興とくにその基礎研究の振興に十分に注意を払われたい。日本における人文・社会科学の施設は甚だ不十分であり、将来のために憂慮にたえない。本会議は、政府がまず次の施策を早急にとられることを要望する。

（全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/05-19-k.pdf>）

庶登361号 昭和36年5月18日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

科学技術会議の「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」

(諮問第1号)に対する答申に関して(勧告)

10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について、科学技術会議が、内閣総理大臣の諮問に答えて、短期間にこの答申を取り纏められたことは、本会議として、敬意を表するものである。

しかしながら、この答申については、科学技術会議の職務権限として、同会議法設置法の制約によるところであろうが、人文科学、社会科学と科学技術との連関の指摘において不足する面がうかがわれ、また、人文科学、社会科学や自然科学の基礎部門を重視しないかのような印象を与えるふしがあることは遺憾である。

本会議はこの答申について検討し、第33回総会の議に基き次の通り勧告する。

なお、本会議は本件について検討を継続しているので、後日、さらに意見を述べるであろう。

#### 1 科学技術に関する基本法の制定について(答申9-2参照)

わが国の科学技術は画期的に振興する必要がある。しかし、基本法の立案に当つては、科学技術の振興のみに限定せず、広く人文科学、社会科学、自然科学の全般にわたり、科学研究を推進するため、下記に示すような基本的理念ならびに方策を明らかにする科学研究基本法とし、科学技術の振興のために必要な諸措置例えば、そのための法的措置等は以上の精神に基づいて行うべきである。

また、基本法を制定するために、科学に関する研究者の意見が十分に反映される適当な組織を設けて、その立案にあたるべきである。

なお、立案に当つては、下記の諸点を強調すべきである。

- (1) 科学の研究は、世界平和の確立、人類の福祉の増進、文化の向上のためになすべきものであること。
- (2) 科学の研究はその全領域にわたつて推進させるべきものであつて、必要に応じ特定の分野の研究を特に推進する場合においても、他の分野の貧困化によつて行つてはならないこと。
- (3) 科学の研究の成果は、原則として公開されるべきものであること。
- (4) 科学の研究については、研究者の意志が尊重され、また反映されなければならないこと。
- (5) 大学における自由な、かつ自主的な研究が尊重されなければならないこと。
- (6) 科学の研究費の確保について積極的な方途を講ずべきこと。
- (7) 科学の研究に従事する者の処遇について特段の措置を講ずべきこと。
- (8) 科学の研究者の養成について特段の措置を講ずべきこと。

#### 2 総合行政体制の強化について(略)

#### 3 農学系科学技術者の量の確保について(略)

#### 4 大学院学生に対する奨学金制度等について(略)

#### 5 国・公立大学の教官および国・地方の研究公務員の待遇改善等について(略)

#### 6 研究公務員の採用方法の改善について(略)

7 情報流通の採用方法の改善について（略）

8 学術関係国際会議への派遣者の増加について（略）

（全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/05-20-k.pdf>）

科学技術会議の設置と同会議第一号答申を受けて、包括的な科学技術基本法の制定をめざす動きが加速化するが、そのなかで科学技術庁設置法と特に科学技術会議設置法に盛り込まれた「人文科学のみに係るものを除く」という除外規定の科学技術基本法との関連が争点化する。それらは学術会議での議論並行して、学術会議からも議員等が参加した科学技術会議の各種会合の資料に現れている。以下、3件にわたって【参考】として示した科学技術会議、科学技術庁関連文書は、学術会議地下書庫内の「科学研究基本法関係資料綴り」（3綴が存在）に所収。この綴りは、科学研究基本法特別委員会の関連文書に加えて、科学技術会議や国会特別委員会の動向、協議等の記録を多数含む。

【参考】科学技術会議総合部会基本法分科会第2回会合（[1961.]7.13）

「人文・社会科学を尊重すなわち無視しないことが科学技術の進歩に必要だと言う考えは一致した。ただし①自然、人文、社会全部にわたる基本法が必要という考えと、②自然科学を振興するために人文、社会は無視できないから法律に盛り込むべしとの考えとがあって、最後までひとつにまとまらなかった。その中で、学術会議会員に相当する大部分の委員は、人文、社会、基礎が含まれて振興されなければ真の振興はできないと発言した。」

【参考】科学技術会議総合部会基本法分科会第3回会合（[1961.]7.26）

清水委員長提出の「科学技術基本法前文案」の要点

「①科学と技術を総合したものが科学技術であること、……④社会の調和ある発展を期するために人文、社会科学についても、科学技術の革新にともなって進歩させる必要があること」

これに対する意見として「科学技術として、人文、社会を除いた範囲をだけ振興したり、つけたりに人文、社会を振興する必要があるという考え方では適当でないと考えられる」。議論の結果、清水試案は取り下げ。

【参考】科学技術庁計画局「科学技術基本法案骨子（案）」（昭和36年10月10日）

事務局からの説明

「……②事務局としては自然科学に限定し、人文科学は含めない考えであり、前文にも勿論書かない。科学技術庁では自然科学のみしか扱えない。③科学技術会議設置法の「人文科学のみにかかわるものを除く」の意義について討議し、結論として「人文を含めた前文を書き、これを前提して事務局案を練って法文化することと

した。」

同上分科会にかんする手書きメモ（日本学術会議用箋→（下部に朱字で 127-128 とある、また中城庶務課長、関本次長代理-メモとの記載）

「人文科学のみにかかるものを除く」の意義について討議し、結論として、以下のような発言。

「人文も含めた前文を書き、これを前提として事務局案を練って法文化することとし、田上委員も起草者に加わることとなった。」

「分科会としてはこの線で答申する方針のようである。なお討議の途中「人文科学のみにかかるものを除く」という規定は学術会議の要望により挿入されこれによって人文は除かれていると解しているのに、今になって人文についても「科学」技術会議が取り扱えるというのはおかしいという梶井委員の意見があったが、和達会長は人文科学をすべて除くという趣旨ではないことについては従来とも変わった見解でないことを述べた。」

科学技術基本法制定をめぐる国会・政府等の動きが活性化する中、学術会議ではこれに対応して「科学研究基本法の制定」を勧告するのにとどまらず、「われわれはかくのごとき希望を政府にのべて事足りるとすべきではなく、むしろ、本会議こそ、科学研究を推進するための基本的理念ならびに方策を決定する最適の機関である」という立場から、法案策定も視野に収めた活動を展開することとし、そのために1961年10月16日の第196回運営審議会で科学研究基本法特別委員会の設置を決めた。初代委員長は江上不二夫（東大理学部教授）、幹事として藤本陽一（東大原子核研究所教授）、野村平助（早稲田大学法学部教授）。委員には宗像誠也、和歌森太郎、平野義太郎、鵜飼信成、都留重人などなど、全19名。以後、同委員会を中心に、科学研究及び科学技術に関する立法をめぐる議論が、時期ごとの盛衰はあるが相当長期にわたって取り組まれている。

## 1962年（昭和37年）

「科学技術」の定義は法案が策定されるたびに動くが、以下の法案に示された定義はその一つのヴァリエーションである。

【参考】 衆議院科学技術振興対策特別委員会科学技術の基本問題に関する小委員会「科学技術基本法（第1次案）」（昭和37[1962]年4月19日）

前文「科学技術の振興にあたっては、自然科学、人文科学および社会科学の各部門が均衡のとれた発展をするようにつとめ……」。

第2条「この法律において、「科学技術」とは、自然科学及びこれと関連のある人文科学に係るもので、研究活動を通じて原理及び法則を把握し、その研究成果に基づいて社会の繁栄と福祉の増進に寄与するものをいう。」

[学術会議地下書庫内「科学研究基本法関係資料綴り」（3綴が存在）所収]

5-42

庶登332号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

人文・社会科学振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議を経て、下記のとおり勧告します。

### 記

日本学術会議は、すでに第33回総会の決議を経て、わが国人文・社会科学の振興について政府に勧告を行った（昭和36年5月15日付）が、その後同勧告、第5項総合研究施設の設置について、検討をつづけ、一つの構想を得たので、その趣旨を添え、改めて人文・社会科学総合研究機関の設置の促進について政府に勧告するものである。

なお、同機関の設置に関連して、次の諸事項について、特に留意されたい。

1. 日本学術会議は、人文・社会科学振興方策を次の3段階にわけて実施することが妥当であるとする。

第1段階 人文・社会科学研究体制の現状の整備・充実

第2段階 人文・社会科学総合研究機関の設置

第3段階 資料センターの設置

重要部門における共同研究所の設置

2. 別添案については、今後共検討をつづけ、必要に応じ更に具体案として政府に勧告する用意がある。

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/05-42-k.pdf>)

5-44

庶発343号 昭和37年5月18日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学学術会議会長 和 達 清 夫

科学研究基本法の制定について (勧告)

科学が国民の福祉、世界の平和、文化の向上に十分に寄与するように、日本の科学研究が健全に発達するためには、国がそれに対し責任をもち十分な措置をすべきものとする。ここに、そのためにまず国の行なうべき政策についての基本的理念を規定するため、科学研究基本法を制定することを勧告する。なお、その内容については、本会議の意見を十分に尊重されたい。

付 記

- 1) 本会議は、その法案に取り入れるべき内容について検討を重ね、一応の原案を得たので、ここにそれを添付する。

なお、その内容に関しては、従来本会議が行った勧告および声明に盛り込まれた意見を集積して整理し体系化した本会議創立以来の努力の結集である。

- 2) 本会議は、科学研究基本法が制定された後に、その理念にそつて、それぞれの分野の振興を促進するための具体的法律(たとえば、人文社会科学、基礎自然科学、技術などを振興する法律など)が社会的要請に応じて制定され、また、科学研究に係る既存の諸法律が再検討されることを期待する。なお、その際には、そこに取り入れるべき内容についても積極的な意見をのべる用意がある。

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/05-44-k.pdf>)

5-58-1

庶発994号 昭和37年12月26日

科学技術庁計画局長 殿

日本学学術会議事務局長

科学研究基本法の制定等について (伝達)

標記のことに、本会議第223回運営審議会の審議の結果下記の通り決定しましたので、これに関し格別のご考慮の上御措置願いたくご連絡いたします。

記

本会議は、さきに政府に対し科学研究基本法の制定を勧告し、関連する法律・制度につき案をつくられる場合には、十分に本会議の意見を求めるよう申し入れた。

しかるにいまだにその措置がとられていないのは極めて遺憾である。

目下、政府部内において「科学技術基本法」の制定など制度の改革が検討されている。これらは、本会議が制定を勧告している「科学研究基本法」の理念に沿って、科学者自主性を尊重するものでなければならない。

したがって、政府がこれらの法律の制定・制度の改革をはかるには、上記の「科学研究基本法」の理念をあらかじめ確立しておかなければならない。

とくに、科学者の総意を代表する機関である日本学術会議の使命と目的を正当に遂行しうよう位置づけるべきことはいうまでもない。

5-58-2

庶発994号 昭和37年12月26日

文部省大学学術局長 殿

日本学術会議事務局長

科学研究基本法の制定等について（伝達）

標記のことに、本会議第223回運営審議会の審議の結果下記の通り決定しましたので、これに関し格別のご考慮の上御措置願いたくご連絡いたします。

記

本会議は、さきに政府に対し科学研究基本法の制定を勧告し、関連する法律・制度につき案をつくられる場合には、十分に本会議の意見を求めるよう申し入れた。

しかるにいまだにその措置がとられていないのは極めて遺憾である。

目下、政府部内において「学術振興に関する法律」の制定や、学術振興会議の設置、日本学術振興会の改組・拡充など、制度の改革が検討されている。これらは、本会議が制定を勧告している「科学研究基本法」の理念に沿って、科学者の自主性を尊重するものでなければならない。

したがって、政府がこれらの法律の制定・制度の改革をはかるには、上記の「科学研究基本法」の理念をあらかじめ確立しておかなければならない。

とくに、科学者の総意を代表する機関である日本学術会議の使命と目的を正当に遂行しうよう位置づけるべきことはいうまでもない。

1965年（昭和40年）

6-46

庶発第1107号 昭和40年12月16日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

（写付先：科学技術庁長官・大蔵・文部両大臣）

科学研究計画第1次5か年計画について（勧告）

標記のことについて、本会議第44総会の議に基づき別添の通り勧告します。

科学研究計画第1次5か年計画について

日本学術会議は、その本来の使命を達成するため、わが国の科学技術研究の全面的発展のため努力を続けて来た。

特に科学者の自主性に基づく、将来の研究計画、更にそれらを総合化した長期計画については、永らく検討をつみ重ねてきたが、この度一つの案を得たので、これらをここに示すとともその実施に当って、特に配慮すべき具体的な諸要望について併せてここに勧告する。

前 文

科学の研究は、元来科学者の自由な発想を基礎として自主的に発展させられるべきものであることは言うまでもない。ただ、近年科学の各分野で、研究のため多額の経費を必要とするようになり、科学者自身、第1には自らの研究を最も効率的に行うために、第2にはある特定の分野に多額の経費が支出されて、他の分野を圧迫することのないために、そして第3には科学の研究が国民の支持を得るためにも、自律的に科学全領域についての研究計画をたてて行くことが要請されるに至った。日本学術会議が、科学研究基本法に盛られるべき内容の中に、科学者が自主的に計画を樹立すべきことをのべたもの<sup>ママ</sup>の精神に基づく。もちろん、日本学術会議の立案した計画の基本は、科学研究を発展させるための豊かな環境の整備に対して国家が配慮すべき諸点を述べることを主眼とするものであって、その精神に則って研究に必要な国家予算の規模ならびにその最も有効な運用可能なような予算体系を述べている。

計画は部分的にも全体的にも一貫した体系をもって策定されているので、政府は、この勧告の実現に際しては、全体の規模についてだけでなく、その予算体系における比例的関係、個々の項目の体系を正しく捉えるよう配慮されたい。

なお、民間研究の助成、公私立研究機関の整備は、上記の精神に基づいてそれぞれ配慮されることが必要である。

（名称および期間）

科学研究計画，第1次五か年計画（以下本計画と称す）本計画は，科学、技術（人文・社会科学を含む）研究振興のための総合的な長期計画であって，1967年より1971年を第1期とする五か年計画として策定したものである。

（五か年計画の考え方）

科学の総合的な計画は，教育，研究機関，研究費，研究要員，研究組織ならびに国際学术交流等基本条件に関する長期方針を策定すると共に，これが実現をはかるため期間計画を策定すべきである。

本計画は，比較的現実を基礎としながら来るべき5年間の研究の発展を考え，また5年後に到達すべき目標を示している。本計画は，その目標達成の過程において必要ある場合には，延長修正改廃等の措置を講じなければならない。なおその間に1972年にはじまる次の総合的な長期計画を並行的に立案し本計画の精神と内容を正しく受けつがれることを期待する。

（全文は以下を参照、<http://www.sc.j.go.jp/ja/info/kohyo/03/06-46-k.pdf>，  
[http://www.sc.j.go.jp/ja/info/kohyo/03/06-46-k\\_2.pdf](http://www.sc.j.go.jp/ja/info/kohyo/03/06-46-k_2.pdf)）

## 1966年（昭和41年）

科学技術基本法制定をめざす動きは、1966年（昭和41年）の冬から春に再度活発化し、法案の策定が繰り返されることになる。学術会議には同年3月17日に法案が提示され、これを受領する前後から科学研究基本法特別委員会を中心とした検討が急速に進められている。

法案をめぐるのは、学術会議のみならず各省庁からの意見も寄せられており、それらの中では「科学技術」の定義やその範囲をどうするかが重要な論点となっている。

3月17日受領案には「人文科学のみに係るものを除く」などの文言はなく、学術会議はこの法案原案に即して、これを充実させるための意見を表明するという立場を取っていた。他方で、人文科学を除外しようとする動きを想定して、科学技術庁長官にたいし朝永会長が「この法案の対象から人文社会科学を除くことに反対し、もしそのような内容の法案を作成しようとするのであれば、白紙に戻って出なおすべきものとする」という意見を表明している。

こうして練り上げられた法案は国会に提出されず、別法案の策定が始まって、そこに人文科学を除外する規定が含まれる可能性が強まったことから、1966年から1968年にかけて、科学研究基本法特別委員会は人文科学の除外に反対するとともに、科学技術基本法策定への協力から科学研究基本法の追求という路線をより明確に打ち出し、会長や同委員会委員長の伏見康治会員らが関係機関・関係者等との折衝を活発に繰り返し広げるとともに、総会でもその方向が確認されている。

なお、学術会議図書館に所蔵された科学研究特別委員会関連綴り（4階閲覧室及び地下書庫に、一部重複しつつも異なる内容の関連文書が多数残されている）からそうした動きを知ることができる。特に、1968年（昭和43年）2月に科学研究特別委員会の取りまとめた「科学技術基本法案について」という文書がその経緯をよく伝えている。

科学研究基本法特別委員会議事録（1966年2月24日（木））

### ○審議

#### （3）人文社会科学

本日、学術会議の第1部会が平行して開催中であり、小川委員、井上委員が交代で両会合に出席連絡を取られた。

人文社会科学関係が科学技術会議の審議対象になってよいかどうかの問題は、第1部会でも審議された。当特別委員会の前委員長。石井照久氏が人文科学関係を入れたのは、日本学術会議が第1部から第7部まで一体となって仕事をするところに、その特性があることに基き、科学技術会議に関与する場合にもその一体性が必要とみなされたからであるという。

人文社会科学関係が自然科学と同じように基本計画を策定するということに対し、具体的イメージが仲々イメージが浮かばないというのが実情である。年次的に研究を遂行していく長期的計画がこの分野では考えにくいということであった。

(以下、略)

[この文書は、『日本学術会議第七期特別委員会議事録』日本学術会議図書館4階閲覧室所蔵に収載]

基本法特委(41.2.1) 参考資料

科学技術会議幹事意見(40.11.19)(11.2の未定稿案についての意見)中に文部省による以下のような意見表明あり。

「文部省 条文についての修正意見「(1)本案中「科学技術」、「科学」、「技術」の概念を相互に明確にし、前文中「科学技術」を「科学及び技術」に、第一条中「国の科学技術に関する政府」を「国の科学及び技術(以下「科学技術」という。)に関する政策」に改めること。[理由]「科学技術」という概念は、従来いろいろに解されているので、この際明確にすべきである。」

同様に厚生省からも「科学技術の定義を明確にすべき」との意見が提出。

[この文書は、『日本学術会議第七期特別委員会議事録』日本学術会議図書館4階閲覧室所蔵に収載]

#### 【参考】科学技術基本法案

(作成主体、年月日等の記載なし等→おそらくは昭和41年3月17日受領案)

(前文より)

科学及び技術は、高度な文化をもつ福祉国家の形成と発展に欠くことのできない要素であり、また、人類の福祉の増進と文化の向上の基礎となるものである。したがって、わが国の繁栄と国際社会への寄与を念願するわれら国民は、わが国の科学及び技術の水準を高い理想のもとに不断の努力をもつて向上させることが、われらの当然の使命であるとともに、国の重要な責務であると確信する。

自然科学及び人文科学の各分野における科学の研究は、本来、科学に内在する自律性に基づいて発展すべきものであり、日本国憲法による学問の自由の保障のもとにおいて大いに進歩することが期待される。そして、科学及び技術の進展は、その研究に携わる者が自己の使命を自覚して自主的な研究活動を積み重ねることにより実現することができるのであつて、その努力が期待されるとともに、国がその施策を行うに当たっては、これらの趣旨を生かすことを本誌としなければならない。

国は、科学及び技術の水準の向上を図るにあつては、優秀な人材の確保と研究環境の整備を図り、独創性と合理性が尊重される社会一般の機運の醸成に努め、自然科学及び人文科学に係る各部門が調和のとれた発展を遂げるように配慮するとともに、科学及び技術の成果を通じて、国民経済の発展、国民福祉の増進等わが国の繁栄を図り、並びに人類文化の向上及び世界平和の確立に真に寄与するように、積極的に努力しなければならない。

ここに、科学及び技術に関する国の責務その他基本的な事柄を明らかにし、国の政策の目標を示すため、この法律を制定する。

(国の政策の目標)

第一条 科学及び技術（以下「科学技術」という。）に関する国の政策の目標は、科学技術がわが国の繁栄並びに人類文化の向上及び世界平和の確立を期するうえに果たすべき重要な使命にかんがみ、科学の健全な発展の基盤を育成するとともに、社会一般の要請にこたえて技術の研究及び利用を促進し、もつてわが国における科学技術の水準の向上を図ることにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 科学技術の研究（技術の開発を含む。以下「研究」という。）の推進を図ること。
- 二 研究の成果の利用の促進を図ること。

(以下略)

(科学技術基本計画については、この法案の第二章に規定)

[この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料（1961-69）に所収]

庶発第 346 号

昭和 41 年 3 月 26 日

科学技術庁長官殿

日本学術会議会長

朝 永 振一郎

#### 科学技術法案について

標記のことについて、本会議第 288 会運営審議会の議にもとづき、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

本会議は、科学技術基本法案に関し、昭和 41 年 3 月 17 日受領の案に基づいて検討し、別添(A)のとおり意見をとりまとめた。

そこにとりあげられた問題はすべて重要なものであり、本会議としてはこれが一体としてとりいれられることを強く望むものである。

本会議は、この法案の対象から人文社会科学を除くことに反対し、もしそのような内容の法案を作成しようとするのであれば、白紙に戻つて出なおすべきものとする。

また、この法案が立法化された暁においては、その運営のいかんは、わが国における科学及び技術の将来の

発展に重大な影響を及ぼすこととなるものである。従つて、この法律により設置される科学技術会議（仮称）の組織権限運営のいかんは、本法案の精神の実現と不可分の関係をもつと考えられるので、別添(B)として、併せてこれに関する意見を述べることとした。

本会議は、この意見が、科学技術基本法案についての意見と俯瞰分の関係にあることを強調しておきたい。

なお、従来本会議の勧告答申等に関する本会議と政府との連絡機構は極めて不十分であつたから、これに関する新しい制度を確立しなければならないことは、かねがね本会議が意図していたところである。ことに現在の科学技術会議設置法に掲げられている日本学術会議に対する諮問及び勧告についての同会議の権限が将来の科学技術会議（仮称）設置法から削除されるのであるならば、政府と本会議との連絡機関に関する規定は、同設置法の新立法または改正におくれることなく設けられることが必要であると考えられる。

（この「意見」は庶発第 363 号として、全会員に送付）

【この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料（1961-69）に所収】

#### 日本学術会議第 47 回総会資料綴

（1966年10月19日、10月20日、10月21日）開催

報 25 / 総会 47

#### 科学研究基本法特別委員会報告

1966年9月30日

委員長 伏見 康治

#### II. 報告事項

1. 本委員会は先に科学技術庁案の「科学技術基本法」を追跡し、日本学術会議の根本精神に照らしてできるかぎり改善するよう努力してきたが、その後周知のように、この法案は国会に上程されるに至らなかった。しかしながら同案は廃案とされたのではなく、当局者はいくぶんの手直しの後次期通常国会に上程する心積りのようである。よって当委員会は引き続き同法案の成行を注視することにした。
2. 上記手直しの中には、「人文科学のみにかかるものを除く」という方向への変更が試みられているようであるが、このような変更は、日本学術会議が理想とする全学術分野の調和ある発展の精神に反するので、この線まで後退してはならないことが確認された。
3. 「科学技術基本法」案がまがりなりにも日本学術会議が勧告した「科学研究基本法」の精神を具体化したものであるという線から言って、当委員会は同法案が著しく歪曲されないかぎり早期に成案となることを希望している。しかしながら、同法案の実現を推進する位置には当委員会はいないと考えるので、科学技術会議関係の方々、現に存する諸困難を排除すべく努力されることを要望する。
4. 一方、同法案が万一廃案となるような場合を考慮し、根本に立ちもどって科学研究基本法のあり方を考察することも必要であるとされた。このためには、運営審議会が新たに設けられた「学術行政小委員会」そ

の他が学術体制の理想像を描き出された上で、それを背景として審議することとした。その際、いわゆる計画研究が、かならずしも科学研究の本質をわきまえない科学技術行政家の手によってふりまわされないよう警戒する必要があることが、強く指摘された。

5. なお、学術行政小委員会に委員を出したいという学問・思想の自由委員会の申し出は異議なく受け入れられた。

## 1967年（昭和42年）

日本学術会議第48回総会資料綴

（1967年4月19日、4月20日、4月21日）開催

報21／総会48

科学研究基本法特別委員会報告

1967. 3. 31

委員長 伏見康治

### II. 報告事項

#### 2. 科学技術基本法案をめぐる経過報告

- (1) 前総会で、「人文社会科学系のみに関する事項を、基本計画の対象から除いてはならない」というはっきりした線を打ち出して頂いたので、朝永会長江上副会長に同道して委員長は、科学技術庁計画局長また文部省大学学術局長と会見し、この点に関する総会の意向を伝達し、この点を堅持しつつ、基本法の現実化に努力されるよう要望した（昭和41年11月2日および7日）。
- (2) 12月になり、委員長単独で両局長を訪問、その後の経過を聴取、後に朝永会長その他の役員と以下に述べる内容を確認した（12月7日、8日）。
  - i) 人文社会科学を入れる方針。これを自民党文教委員に納得させる努力をする。ただしこの分野での「計画研究」ないし「基本計画」という考えは第三者に通じにくいので、具体例を考えること。
  - ii) 基本法というよりは、「科学技術会議」を中心とする行政機構をどうするかが、むしろ問題の焦点となっている。科学技術庁に「科学技術対策委員会」を、文部省に「学術審議会」を置いて、それぞれ「計画研究」と「基盤育成」を分掌させる；両者を統合するものとして inner-cabinet 的性格の新「科学技術会議」をすえる。
- (3) 12月20日科学技術会議連絡会およびその終会后引き続いて科学技術会議員と学術会議会員とのこん談会が開かれた。朝永会長の指示により委員長出席；科学技術基本法が規定方針に従って実現されることを希望した。江上副会長は従来の経緯を説明し、「計画研究」と「基盤育成」の調和の必要を強調。桑原副会長は人文社会科学における計画研究を説明した。
- (4) 略
- (5) 昭和42年1月25日、委員長上京の折、科学技術庁計画局長を訪問、現状聴取。人文社会科学をとり入れることについて文部省側の努力を期待中とのこと。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 3月27日 科学研究基本法委員会を開催。学術行政小委員会の委員も併せ招集。  
科学技術庁は今国会中上程法案の中に科学技術基本法を含ませていることを確認。ただし、文部省側は上

程に消極的。文部省は、学術奨励審議会を改組して「学術審議会」とすべく、文部省設置法改正法を準備中。

(以下略)

【参考】「自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会中間了解事項」自由民主党政務調査会科学技術基本法に関する協議会（昭和 42 年 7 月 20 日）

1. 科学技術基本法は、主として自然科学の分野に係る科学技術（大学における研究に係るものについては、政府としての目標を設定して促進すべき研究に係るものを含む。）を対象として、科学技術庁と文部省において、その法案要綱をとりまとめることとする。
2. 科学技術基本法の対象から除かれた主として人文科学の分野に係るもの等を対象とする分野についての処置は、別途検討する。

[この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料（1961-69）に所収]

科学技術基本法の制定についての科学研究基本法特別委員会の申し合わせ

（第 314 回運営審議会承認）

(1) 自由民主党政務調査会、科学技術基本法に関する協議会の中間了解事項(7 月 20 日)に示されているような線で科学技術基本法案を改めることは、自然科学と人文科学、基礎科学と応用技術の調和のとれた発展を目的とする昭和 40 年 12 月科学技術会議答申の精神から全く離れたものであるとみとめ、日本学術会議としては反対である。

(2) 政府がこのような線で法案の作成を進めるのならば、日本学術会議としては、問題を全く白紙に還元し、新たに構想を樹てる必要がある。

(3) この構想としては、昭和 37 年 5 月日本学術会議の勧告の線に沿い、科学技術基本法を制定した上で、技術振興法その他の振興法を制定することを、主張すべきである。

[この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料（1961-69）に所収]

科学技術基本法案要綱（第 2 次試案）に対する日本学術会議の意見

昭和 42 年 9 月 12 日

日本学術会議事務局

このたび意見を求められた科学技術基本法案要綱（第 2 次試案）は、自然科学と人文科学、基礎科学と応用技術との間の調和のとれた発展等を趣旨とする昭和 37 年 5 月の本会議の勧告、およびその趣旨を取り入れて

作成された昭和40年12月の科学技術会議答申の精神から全く離れたものであると認め、本会議としては反対である。

[この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料(1961-69)に所収]

日本学術会議第49回総会資料綴

(1967年10月18日、10月19日、10月20日)開催

報1/総会49

前回(第48回)総会以後の経過報告

1967年10月18日

会長 朝永 振一郎

4. 懇談会等

(2) 科学技術基本法(案)問題について

(イ) 8月22日 会長、江上副会長、伏見科学研究基本法特別委員会委員長が兼重、茅両氏と懇談した。

(ロ) 9月12日 江上副会長、辻第2部副部長が大河内国立大学協会会長と懇談した。

(ハ) 9月19日 会長、江上副会長が文部大臣と懇談した。

(ニ) 9月19日 会長、副会長が総務長官と懇談した。

(ホ) 9月21日 会長、江上副会長が科学技術庁長官と懇談した。

報25/総会49

科学研究基本法委員会報告

(学術行政小委員会を含む)

1967年10月3日

I. 会議開催

1967年8月14日 本委員会

9月1日 ワーキンググループ

9月15日 同上

10月3日 本委員会(+小委員会)

II. 報告事項

第48総会以後もしばらく動きを見せなかった科学技術基本法案をめぐる情勢は、6、7月に至って自由民主党内部の議論が進むことによって変化を見せ始めた。(これについては会長報告を参照されたい) 8月4日科学技術基本法各省庁等連絡会があり、事務局が出席して情報報告を受けた。自由民主党科・技・特ならびに文教部会の一部委員からなる協議会が設けられて打開策を講じることになり、7月13日、20日の会合の結論として、次のような線を出したよしである：

- (1) 科学技術基本法は主として自然科学の分野に関わる科学技術（大学における研究に係わるものについては、政府としての目標を設定して促進すべき研究に係わるものを含む）を対象として、科学技術庁と文部省において、その法案要綱をとりまとめること。
- (2) 科学技術基本法の対象から除かれた主として人文科学の分野に係わるもの等を対象とする分野についての処置は、別途検討する。

この方向にそって科学技術庁計画局が法案の書き換えを行ったということで、8月14日当委員会開催、態度を審議した結果下記のような結論となり、これを9月早々の運審に伝達することとなった。

- (1) 自由民主党政務調査会、科学技術基本法に関する協議会の中間了解事項（7月20日）に示されているような線で科学技術基本法案を改めることは、自然科学と人文科学、基礎科学と応用技術の調和のとれた発展を目的とする昭和40年12月科学技術会議答申の精神から全く離れたものであるとみとめ、日本学術会議としては反対である。
- (2) 政府がこのような線で法案の作成を進めるのならば、日本学術会議としては、問題を全く白紙に還元し、新たに構想を樹てることが必要である。
- (3) この構想としては、昭和37年5月日本学術会議の勧告の線に沿い、科学技術基本法を制定した上で、技術振興法その他の振興法を制定することを、主張すべきである。

この最後の裏付けとして、当特別委員会+小委員会としては、「科学研究基本法」の試案を自ら作成してみることとし、ワーキンググループ（宮木、福島、北川、今村、伏見）を構成した。その後9月7日の連絡会で、上記の了解事項の線に沿った計画局案が提示された。〔連合部会資料：科学技術基本法案要項（第二次試案）〕ワーキンググループの作成した案を、10月3日の特別委員会と学術行政小委員会で検討して、一応のまとまりに達した。〔別紙 科学研究基本法（案）〕この基本法は昭和37年学術会議勧告の「科学研究基本法にもるべき内容案」の項目から、憲章的性格の強いものを抽出したものを文にしたものである。これに洩れた項目はやや学術振興法的性格のものであつて、将来そのような振興法を作成する際の素材となるものである。当特別委員会としては、科学技術基本法が少なくとも昭和41年3月17日案の線で実現することを推進したいが、やむを得ない場合は、昭和37年勧告の線に立ちもどり、頭に憲章的性格の科学研究基本法を頂は、両脚に学術振興法と技術振興法をふんまえた法体系の理想の実現をも考えるべきであるとしている。別紙の通り10月6日の運審に伝達された。

## 報告

### 科学研究基本法特別委員会

1. 現在科学技術基本法案は、昭和37年5月の年本会議の報告、および、その趣旨を取り入れて作成された、昭和40年12月の科学技術会議の答申の精神をはなれ、科学技術の振興のみを目的とするものに改められつつあるように見受けられる。
2. これに対し、当委員会としては、このような、科学技術の振興のみを目的とする法案が独走することには反対であり、上記勧告の精神の立脚した科学研究基本法、並びに、学術および科学技術の振興に関する法律の三者が、あわせて制定されることにより、わが国の科学政策に関する法の体系が整備されるべきであると

考える。

3. なお、科学研究基本法案について、当委員会は、添付の案を作成した。

## 科学研究基本法案

科学研究基本法特別委員会

昭和42年10月3日

### 前文

真理の探究とその応用を目的とする科学の健全な発展は、世界平和の確立、国民の福祉の増進、人類文化の向上に欠くことのできない要素である。わが国の繁栄と、国際社会への寄与を念願するわれわれ国民は、わが国の科学研究を高い理想のもとに不断的努力をもつて向上させることが、われらの当然の使命であると共に、国の重要な責務であると信ずるので、ここに国の科学政策における基本的目標を示し、科学者の責務を明らかにするために、この法律を制定する。

第1 国は、科学研究が健全に発展するための基礎条件の整備に努めなければならない。

第2 国は、科学研究に関係のある施策を講ずるに当つては、常に次の諸点に留意しなければならない。

1. 人文、社会および自然科学が、調和のとれた発展をとげることができるように配慮すること。
2. 科学の研究に従事する者（以下「研究者」という）の研究の自由を確保し、その自主性を尊重して、研究者の創意が十分に発揮できるようにすること。
3. 研究者に対しては、性別、学歴などの如何にかかわらず、平等に研究の機会を与え、その能力を十分に発揮して科学の進歩に寄与できるよう所遇すること。
4. 科学研究の成果は、原則として公開すべきものとし、研究者に発表の自由と機会を確保すること。
5. 科学研究の健全な発展を期するため、科学者の総意を代表する日本学術会議の意見を十分に尊重すること。

第3 国は、諸科学の総合的な発展をはかるため、科学研究に関する長期計画を樹立しなければならない。科学研究に関する長期計画の樹立にあつては、あらかじめ日本学術会議の意見をきかなければならない。

第4 国は、研究者の養成に努め、かつその待遇の改善をはからなければならない。

第5 国は、科学研究費の充実に努め、かつその国民所得に対する割り合いを高めるよう必要な施策を講じなければならない。

第6 国は、科学研究体制の整備をはかり、かつ研究者の国内のおよび国際的交流協力が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。科学研究の国際的交流および協力にあつては、次の諸原則が守られなくてはならない。

1. 世界平和への貢献を目的とし、かつ公開の原則に基づいて行うこと。
2. 広く世界各国との交流および協力をを行うこと。
3. 各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立つて行うこと。

第7 研究者は、科学の研究が真理の探究とその応用を目的とし、世界平和の確立、国民福祉の増進、人類文

化の向上に貢献することを社会的任務とするものであることを自覚して、科学の健全な発展につくし、国民の期待にこたえるよう努めなければならない。

日本学術会議第49回総会速記録

(1967年10月18日、10月19日、10月20日)開催

提案213 科学技術基本法案について

○会長 さっそく科学研究基本法の件についてご審議いただきたいと思います。

○伏見〔康治〕(四部) 資料は今日お配りいたしました、提案二一三というのがございますが、それをご覧になりながら御説明を聞いていただきたいと思います。

一昨日の連合部会におきまして、科学学術基本法がどういう経過をたどっているかという経過報告が会長からございましたし、私も補足いたしました。そのことを現段階で要約して申し上げますという、科学技術基本法案として、一昨年暮れに科学技術会議が答申いたしました内容を法案化する過程で、当特別委員会は、その法案化の過程をずっと追跡してまいりましたが、それが昨年の三月十七日案というもので、一応ストップいたしまして、それ以後は自由民主党のほうの、何か故障のためにずっと棚ざらしになっておりまして、少しも動かなかったわけでございます。それがことしの夏前あたりから動き出しまして、科学技術基本法案がつかえている理由は主として、人文社会科学を取り込んでふくらみ過ぎたために、要するに、狭い穴を通らなくなった。それを削ってしまつて細くすれば穴を通るではないかというような考え方であろうと思うのでございますが、私たちに言わせれば、技術振興法的な性格を持ったものに話が変わろうとしております。ところが、その変わろうとしておりますのは、あくまでもある政党の内部でのお話でございます。その下請作業をお役所がしているということでございまして、正式には何ら動きがないわけでございます。ここに直接の責任を持っておられるのは、科学技術会議であろうと思うのですが、科学技術会議のほうは形式的な動きがまた非常にしにくいようでございまして、要するに正式な動きはいまのところ何もございません。したがって、そういう正式な動きがない際に、学術会議が正式な発言をするというのがいいことであるかどうかということについて、いろいろと疑問がないわけではございません。ですが、現実に行進しております事情をながめると、どうやら学術会議が思わないような方向へ現実の事態は流れていきそうな配配を感じますので、この際学術会議として政府に対して一本釘を打っておくということが必要ではなかろうかというふうに、この数日の間いろいろ皆様の御論議を伺いながら、特別委員会として考慮した結果の結論を出したわけでございます。(以下略)

庶登1387号 昭和42年10月26日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

## 科学技術基本法案について（申入れ）

標記のことについて、本会議第49総会の議に基づき下記の通り申し入れます。

## 記

1. 昭和40年12月の科学技術会議の答申に基いて準備された従来の科学技術基本法案を改め、その対象を「主として自然科学の分野に係る科学技術」のみとすることは、人文科学、社会科学および自然科学の各分野において基礎と応用に関する研究の調和のとれた発展を念願する日本学術会議としては反対である。
2. 本会議は、かねてから科学の民主的で健全な発展のためには、これを指向する国の科学政策の基本を定めた科学研究基本法を制定すべきであることを強く主張して期待してきた。もし、「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興に関する単行法を制定しようとするのであれば、それに先立ち、上記科学研究基本法を制定すべきである。
3. 「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興のみを目的とする法律（しかも大学における研究は原則としてその対象に含まれていない）のために本来諸科学の調和のとれた発展を目的として立案された従来の科学技術基本法案を流用することには反対である。

このような法律は昭和37年の本会議の勧告の趣旨および昭和40年12月の科学技術会議の答申の精神から遠く離れ、それらの実現にとって有害な結果を生ずるおそれがあるからである。

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-31-m.pdf>)

1968年（昭和43年）

科学技術基本法案について

昭和43年2月

日本学術会議

科学研究基本法特別委員会

科学技術基本法案について——科学研究基本法特別委員会の意見——（43.2.27）

〔1〕 この法律案は、政府の方針としても、昭和40年12月科学技術会議答申の立場から大きく後退したもので、日本学術会議の年来の主張に反し、到底賛成することはできない。

（1） 問題のはじまり——昭和35年科学技術会議の答申

われわれはかつて、昭和35年科学技術会議が「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策」につき、内閣総理大臣の諮問に対する答申を行った際に「科学技術に関する基本法」制定の必要を述べたのに対し、国民生活向上の基盤として、科学技術の画期的振興をはかることはもとより望むところであるが、人文社会科学の重要性を考慮せずして科学技術が振興されるかの如く見ているように思われる点、また、既成科学技術の合理的実用化に重点がおかれており、研究者の創意からの基礎的研究を発展させ、それに根ざした新しい科学技術を生み出すことに、十分な配慮を払っていないように思われる点、さらに基本的な点では、科学者の自主性の尊重、科学研究の公開の原則などが考慮されていない点などに、危惧の念をいだいた。

（2） 科学研究基本法の提唱——日本学術会議の態度

そこで日本学術会議は、昭和36年5月の勧告により、とりあえず内閣総理大臣にあててこれらの点につき注意を喚起し、同基本法を狭義の科学技術振興のみに限定せず、広く人文科学・社会科学・自然科学の全般にわたり、科学研究を推進するための基本理念ならびに方策を明らかにする科学研究基本法とするべきことを述べた。

その後更に、日本学術会議は、昭和37年5月内閣総理大臣に対し、科学研究基本法の制定を、これに盛るべき内容の案を添えて、勧告した。

（3） 「科学技術基本法の制定について」——昭和40年科学技術会議の追加答申

昭和40年12月科学技術会議は、「科学技術基本法の制定について」内閣総理大臣に対し追加答申を行った。この答申は依然として「科学技術基本法」の名称を用いていたが、ここにいう「科学技術」とは、人文・社会科学も含めた「科学及び技術」の意味であり、その内容は、「科学の健全な発展の基礎を育成すると共に、社会一般の要請にこたえて技術の研究及び利用を促進すること」を国の政策の目標として掲げ、そのために必要な施策の大綱について定めたものであった。

日本学術会議においては、この答申も満足すべきものとは考えられなかったが、日本学術会議の主張する「科学研究基本法」の理念も、関係者の努力によって、ある程度とり入れられていたので、この答申に基き、科学

技術庁が担当した科学技術基本法案の作成については、日本学術会議としては、その案が、答申の趣旨から外れることのないよう縷々意見を述べて来たのであった。

#### (4) 新「科学技術基本法」案について

しかるに、この度の「科学技術基本法案」(以下「新法案」という。)は、従来の法案(以下「旧法案」という。)の対象を縮減し、これを「人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除」いた「科学技術」とするものに改めた。

このような変化が、立案の根本思想の変更を意味するものであることは、従来の経緯を省みれば明らかなことであろう。そこには、かつて日本学術会議が昭和35年の科学技術会議の答申について危惧したところが、その儘の形で現れている許りではない。これを詳しく検討すれば、この案は、このような狭い範囲での「科学技術」のことしか考えていない点では、上記答申の趣旨にさえも、遙に及ばないものとなっているのである。

(もとよりこのような批判に対しては、他の分野については別途考慮するのだとの答が用意されていることであろう。しかし、現にあるのはこの法案だけであり、このようにして既に生じていた時間的なずれが、最少限度のものに止められるという保障は、現在のところでは、全くないのである。)

[2] 次に[1]に述べたところはしばらくおき、純粹に「科学技術」の振興のみを目的とするものとして考えてみても、新法案は、甚だしい不合理を含んでいて、到底「基本法」たるに値しないものといわなければならない。

##### (1) 「科学技術」の一部を対象とするものに過ぎないこと。

新法案は、「科学技術」の中から「人文科学」のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除いている。この中、「人文科学」のみに係るものを除くことについては、すでに[1]で述べたところに尽きているのでここで重ねて論ずることはしない。ここで特に指摘したいのは、「大学における研究に係るもの」を除いている点である。

(a) 新法案によると、科学技術には、(イ)大学における研究に係るものと、(ロ)その他のものとの2種類があることになる。そして、新法案は、(ロ)のみを対象とするものだというのである

しかし、科学技術にこのような種類上の区別がある訳はなく、これは、所管官庁が(イ)は文部省、(ロ)は科学技術庁に分かれているというだけのことである。

したがって、正確に言えば、この限定は、新法案が科学技術庁所管の科学技術の振興についてのみ定めたものであることを示すものに過ぎないのである。

(b) しかしながら、そもそも科学技術の振興ということが、大学における研究を対象外におくことによって、その目的を達成しうる筈はないのである。したがって、この一事をもってするだけで、新法案が「科学技術基本法」の名に値しないものであることは、明らかであると思う。

(2) 内容が不適切であること [以下中略] →国家による計画の問題など、大学の研究の一部が対象となることなど

〔3〕 われわれとしては、科学技術の振興のみを目的とする法律であっても、それが制定されること自体には、敢て反対するものではない。しかし、そのような法律が作られるためには、少なくとも次に掲げるような条件が具わっていることが必要である。

(1) 国の科学政策における基本的目標を示した科学研究基本法を先ず制定すべきこと。

(説明略)

(2) 人文・社会科学や基礎科学の振興のためにも併せて必要な立法措置を講じ、科学の全分野の調和の取れた飛躍的發展が可能であるような科学政策を樹立すべきこと。

(説明略)

(3) 科学技術の振興を目的とする立法を行うに当っては、その目的にふさわしい内容のものを新たに構想すべきこと。

(説明略)

[この文書は日本学術会議図書館の四階閲覧室所蔵の科学研究特別法委員会資料（1961-69）に所収]

日本学術会議第50回総会資料綴

1968年4月24日、4月25日、4月26日開催

報1／総会49

前回（第49回）総会以後の経過報告

1968年4月24日

会長 朝永 振一郎

## 第1. 主要事項

### 1. 第49回総会決定事項の処理

(1) 科学技術基本法案について（申入れ）

10月26日日付で（資料1）のとおり内閣総理あて申し入れ、写を文部大臣、科学技術庁長官あて送付した。

### 6. 懇談会等

(2) 昭和42年12月9日（土）科学技術会議議員室において兼重議員と会長、伏見科学研究基本法特別委員長、今村同幹事が科学技術基本法案について懇談した。

(別添資料（1）

科学技術基本法案について（申入れ）

(前掲 7-31の通り)

報25／総会50

科学研究基本法委員会報告

1968. 4. 6

委員長 伏見 康 治

## I. 会議開催

12月 8日 幹事会  
本委員会  
2月 5日 本委員会  
2月27日 在京委員会

## II. 報告事項

前回の第49回総会の議を経て、10月26日付で、本会議会長から政府に対し、科学技術基本法案について申し入れを行ったが、本委員会としては、12月8日開催の委員会において、その後の情勢にかんがみ、再度、政府に対し申し入れを行う必要があることを確認した。その結果、12月19日開催の第320回運営協議会へ科学技術基本法案要項についての申し入れ案を提出したが、運営審議会においては、10月総会の議に基づく申し入れを確認したにとどまった。

一方12月9日、本会議会長、科学研究基本法特別委員会委員長、幹事が、科学技術庁計画局長ならびに兼重科学技術会議議員と会合し、それぞれ学術会議の意向を伝達した。さらに1月23日科学技術会議連絡部会に、本会議会長、本委員長、幹事が出席し、本会議の意向を伝えた。

2月27日、科学技術基本法案は、閣議決定され、政府案となったが、同日、本委員会は、科学技術庁武安計画局長、田宮計画課長他係官を招き、同法案についての説明を聴取した。その後慎重審議の結果、この科学技術基本法案に対する、本委員会の意見をまとめ（連合部会配布資料を参照）3月25日開催の324回運営審議会に対して報告した。

なお、国大協からは12月1日、1月30日、3月2日付でそれぞれ、科学技術基本法案要項についての意見を提出している。（連合部会配布資料を参照）

提207／総会50

## 提 案

「科学研究のあり方」について—(声明) (申合せ)

1. 提 案 者 長期計画委員会  
(研究費委員会)  
~~—(科学者の待遇問題委員会)—~~  
~~—(学問・思想の自由委員会)—~~  
~~—(学術体制委員会)—~~  
~~—(学術交流委員会)—~~  
~~—(科学研究基本法特別委員会)—~~  
~~—(人文社会科学振興特別委員会)—~~

~~—(原子核特別委員会)—~~

2. 議 案 下記の通り声明申合せを行うこと

記

「科学研究のあり方」について

~~—(声——明)—~~

日本学術会議は、その発足の当初から、わが国の科学の健全な発展のため努力をつづけて来た。そして、人文・社会科学と自然科学の、また基礎と応用の調和のとれた発達を念願して、種々の提案を行ってきた。

そしてそれと同時に、科学者の自主性が尊重され、民主的な討議の結論の尊重されることが科学の発展に不可欠であると考え、その線に沿って研究体制のあり方、研究費のあり方、或いは科学研究の将来計画等を討議し、それに基づいて積極的な意見を開陳してきた。その結論の相当の部分は、政府によって実施に移され、わが国の科学の進展に大きく貢献して来たと信ずる。

しかしながら、近年、政府の科学技術行政政策が日本学術会議の志向する方向性と次第に齟齬を生じ、相互に対立するかの如き問題が種々発生しつつあることは極めて遺憾である。もちろんわれわれは、自から独り正しとするものではない。われわれは、政府が、この齟齬を解消するためにも、日本学術会議が従来行って来た勸告等を、より積極的に検討し、相互に対話を行ない、それに基づいてこれらの齟齬を一掃する努力を払うことを望むものである。

またそれと同時に、われわれは全国の科学者との連絡を一層強化し、その批判と協力を得て、この問題を解決していきたいと考える。

これらの目的達成のために、われわれはここに、日本学術会議がより積極的に活動すること、そのための体制も強化して行こうと決意する。

~~今や世界は大きく変わろうとしている。日本も一つの転機にある。この困難な時期に際し、わが国科学の発展のために一層の貢献をなし得ることを願つて、ここに声明を発する次第である。~~

[~~見え消し線~~部分、下線部分は手書きで記入]

日本学術会議第51回総会資料綴

1968年(昭和43年)10月16日(水)、10月17日(木)、18日(金)

報25/総会51

科学研究基本法委員会関連報告。

綴に掲載されず、目次頁に「欠」とあり。

(事務局に総会議事録を確認してもらったところ、「八 科学研究基本法特別委員会報告」について、議長に

「科学研究基本法特別委員会 伏見委員長お願いします。」と話題を振られた伏見委員長からの発言として、「何も御報告申し上げることはございません。」と記載されておりました。」とのことで、廃案等について一切言及がなかったとのこと。）

#### 【参考】第五八国会（昭和四三年）提出科学技術基本法案

##### 前文

科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）は、国民経済の発展と国民福祉の向上に欠くことのできない要素であり、また、人類社会の進歩の基礎となるものである。したがって、われら国民は、わが国の科学技術の水準を高い理想のもとに不断的努力をもって向上させ、その成果を通じてわが国の繁栄を図り、あわせて国際社会の発展に寄与することが、われらの当然の使命であるとともに、国の重要な責務であると確信する。

とりわけ、これまで諸外国における研究開発の成果への依存が強かつたわが国においては、独創的な研究開発の画期的な進展を図るとともに、わが国の科学技術がその重要な使命を果たすために必要な諸条件が整備されるよう積極的な努力を尽くさなければならない。

ここにおいて、国は、国民全体の深い理解と協力のもとに、優秀な研究者等の人材の確保、研究環境の整備、技術開発の基盤となる基礎研究の推進等科学技術の発展の基盤の整備に努め、社会開発の促進に資する研究開発、民間企業の能力をこえかつ国民経済上特に重要な研究開発その他の研究開発で公共的要請に基づくものを主体となって遂行し、民間の技術開発を助長し、さらにこれらの成果の積極的利用を推進する等科学技術振興のための諸般の施策を、基礎研究から開発研究にいたるまでの各段階の研究の調和ある発展が図れるよう各研究の相互の密接な関連につき配慮して、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

ここに科学技術に関する国の責務その他基本的な事項を明らかにし、国の政策の目標を示すため、この法律を制定する。

#### 【補足】国会議事録等

第 58 回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録・第 15 号（昭和 43 年 5 月 8 日）

##### 鍋島国務大臣提案理由説明

「まだ第一に、この法律は、主として自然科学の分野にかかる科学技術をその対象としております。人文科学のみの分野にかかるものにつきましては、それを自然科学の分野にかかるものと同列におきまして推進策を講ずることが必ずしも適当でないので、これをその対象外としたのであります。また、大学における研究につきましては、真理の探求を目的として、研究者の自主的判断に基づき進められるべきものでありまして、この法律による施策の総合的計画推進の対象とすることは適当でないので、原則として、その対象外としております。しかしながら、大学における研究につきましては、国の計画研究の一環としてその参加を得ることにより大きな効果が期待されるものにつき、後に述べますように、特則を設けております。」

斎藤（憲）委員

「科学技術基本法に関しまして、次回にご質問申し上げたいと思うのでありますが、それにつきまして、資料をひとつ御要求申し上げたいと思います。

それは、科学技術基本法を読みますと、最初に「科学技術（人文科学のみに係るもの）云々、こうあります。いまの長官の御説明の中にも「人文科学」及び「自然科学」ということばがでておりますが、これを当局は一体どういうふうに分類しておるか、これを分類した表を参考資料として至急御提出願いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。」

（全文は <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/058/0560/05805080560015.pdf>）

第58回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録・第17号（昭和43年5月23日）

斎藤（憲）委員

「……問題は、この基本法の冒頭に「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）」と書いておるところに問題があるのではないかということを考えておるのであります。

と申しますのは、この「科学技術」ということばは、どういうことを意味しているのか。ただいま申し上げました、サイエンスという全般の問題と技術の関連性を意味した科学技術ということ、ここで表現しているのか。ですから全部の科学とそれに関連のある技術、そういうことを、意味しておるのであるから、特にカッコでもつてその分野をきめたのか、これが一点です。ですから、広範多岐にわたるいわゆるサイエンスというものと技術というものを意味したのが「科学技術」なんだ。しかし、これは非常に近いから、カッコでもつてこの基本法の意味するところの分野というものをきめたのか、あるいは「科学技術」ということばそれ自身がカッコできめたことを意味するのか、どっちかというということなんであります。……」

武安政府委員

「ただいま斎藤先生のご質問のように、科学は、自然科学にかかわるものと、人文科学に関わるものとに大別されるわけでありまして、もっともこの分類というのは時代の変遷、特に科学技術の進歩過程において若干の相違が出てくるわけですが、この法律におきます「科学技術」というのは、科学技術を、人文科学にかかわるものと自然科学にかかわるものとに二大別しまして、そのうち人文に関するもの及び大学の研究にかかわるものを除いたものをもって基本法の対象としようと考えております。」

斎藤（憲）委員

「そうすると、サイエンティフィック・テクノロジーあるいはサイエンス・アンド・テクノロジー、どっちを意味するのですか。」

武安政府委員

「科学技術という元来のことばとしましては、サイエンス・アンド・テクノロジーと申しますか、要するに、科学技術全部を含んだものを言っております。ただ両者の関連が非常に密接であり、相互にいろいろ関連しながら発展するという性格をもっておりますので、それを一体化したことばが一般的に用いられている、こういうことでございます。」

斎藤（憲）委員

「……この「科学技術」ということばの定義は、私の記憶におきましても、何回も本委員会において論議されてきたのでありますが、最終段階においては、「科学、技術」ではない、「科学技術」というのが一つの用語であるという解釈が、私の記憶においては最後の解釈であったように記憶いたしておりますが、ただいま局長の答弁を伺いますと、科学と技術は別だ、科学技術というとサイエンス・アンド・テクノロジーだ。私のほうの解釈はサイエンティフィカル・テクノロジーだ、そう解釈いたしておったのでありますが、この点は少し食い違っておりますようですから、この押し問答は後日に譲ります。

ただ私としてここで申し上げておきたいことは、「科学技術」ということは、これはよほど慎重を期した定義を加えておかないと、法案全部に影響する問題だと私は思うのであります。……」

(全文は <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/058/0560/05805230560017.pdf>)

(衆議院商工委員会でも提案趣旨説明。 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/058/1260/05805241260022.pdf>)

## 1969年（昭和44年）

1968年（昭和43年）に国会提出された科学技術基本法案は結局、廃案となった。その間の学会会議としての態度については第52回総会における各種の報告において詳細に説明されている。その後も議員立法などで、同法の制定をめざす動きは継続しており、それへの対応などもなされている。

日本学会会議第52回総会資料綴（第8期第1回）

1969年（昭和44年）1月20日、1月21日、1月22日

### 報1／総会52

#### 第7期における活動報告

昭和44年1月20日

（前会長）朝 永 振一郎

#### 1. 前回（第51回総会）までの活動の概況

#### 第4. その他

##### 1. 科学技術基本法案について

その経緯は次の通りである。

- (1) 第45回総会（昭和41年1月）において、科学技術基本法案を科学研究基本法特別委員会で検討すること。その結果に基づいて運営審議会が適宜の行動を決定すべきことを申し合わせた。（なお、これと同趣旨の申合せを第47、第49回総会でも行った。）
- (2) 昭和41年2月7日、同法案（第3次試案）について、科学技術庁側の説明を聞き、意見を交換した。
- (3) 昭和41年2月21日拡大運営審議会において同法案（第4次試案）を検討した。
- (4) 昭和41年3月12日同法案について科学技術庁長官と懇談した。
- (5) 昭和41年3月15日同法案について科学技術会議議員と懇談した。
- (6) 昭和41年3月26日科学技術庁長官あて同法案に対する学会会議の意見を提出した。（科学研究基本法特別委員会報告に基づき第288回運営審議会で決定の後、全会員へ配布）
- (7) 昭和41年3月26日同法案について、自民党文教部会委員及び科学技術会議議員と懇談した。
- (8) 昭和41年3月29日上記(6)の意見書について科学技術庁及び文部省の担当者に対し説明を行った。
- (9) 第47回総会（昭和41年10月）において科学研究基本法特別委員会の申合せを了承した。
- (10) 昭和41年11月2日科学技術基本法案について、科学技術庁計画局長と懇談した。
- (11) 昭和41年11月7日同法案について文部省大学学術局長と懇談した。
- (12) 昭和42年には同法案に関し次のように懇談した。

8月22日 科学技術会議議員（兼重茅）と

9月12日 国立大学協会会長と

- 9月19日 文部大臣、総理府総務長官と
  - 12月21日 科学技術庁長官と
  - 12月 9日 科学技術会議議員（兼重）と
  - 12月21日 文部省大学学術局審議官と
- (13) 昭和43年5月16日同法案について衆議院科学技術振興対策特別委員長と懇談した。

報1／総会52

1. 前回（第51回総会）までの活動の概況

第4. その他

1. 科学技術基本法案について

(12)以下を次の通り訂正（補充）します

(12) 昭和42年7月20日「自民党政務調査会科学技術基本法に関する協議会」で中間了解事項を決定  
それにもとづき科学技術基本法（試案）が示されたので9月12日学術会議の意見を事務的に政府側  
に連絡した。

(13) 第49総会の議にもとづき、科学技術基本法案について10月26日付政府に対し申入れを行つた。

（別添資料 16参照）

(14) その前後、同法案に関し、次の通り懇談した。

- 8月22日 科学技術会議議員（兼重、茅）
- 9月12日 国立大学協会会長
- 9月19日 文部大臣、総理府総務長官
- 12月21日 科学技術庁長官
- 12月 9日 科学技術会議議員（兼重）
- 12月21日 文部省大学学術局審議官

(15) 昭和43年2月27日 科学技術基本法案が閣議決定を見、同日国会へ提出された。

(16) 昭和43年3月27日 科学技術会議が開催され、その席上、朝永議員が同法案についての学術会議  
の考え方を述べた。

(17) 昭和43年5月16日同法案について衆議院科学技術対策特別委員長と懇談した。

その後同法案は国会において継続審議となり今日に至っている。

報26／総会52

科学研究特別委員会報告

1969年1月8日

委員長 伏見康治

1. 当特別委員会の任務

科学研究基本法は、日本学術会議がいわゆる5ヶ年計画を樹立した際その根本の要求を基本法の形にまとめようとしたものであって、当特別委員会はそのような基本法を政府につくらせること、また基本法の内容が政府の科学研究に対する施策の上に実現されているかどうかを監視することを以て目的とするものであった。

## 2. 第7期における特別委員会の活動概要

ところが第6期の終わりに、科学技術会議が科学技術基本法の案を立て、政府にその制定を勧告したが、その立案に当たっては日本学術会議の科学研究基本法の内容を盛り込んだ点もあったので、学術会議としてはこの法案の成立に対し批判的に協力するという態度をとり、第7期の当初から特にこの特別委員会を設けて、国会への法案上程に対して協力したものである。

法案の各条項毎に問題点があったが、一番争点となったのは、この法案の急所ともいえるべき、基本計画の条である。この基本計画には、主として二つの項目があり、第一は「研究の育成に関する長期的計画」、第二は「研究としての目標を設定して推進すべき研究の促進に関する長期的計画」である。後者が、科学技術会議および科学技術庁関係者が主として関心を持っている、いわば国策的な科学的技術の振興に関するものである。前者はある特定分野に重点を置かず、全般的に研究を育成しようとするもので、初めの段階では、研究の基盤ということばが使われていたものである。これが主として大学関係者が要望している方向であった。それで争点というのは、そのような基本計画を誰が立てるかという点にあり、学術会議としてはもちろんその発言の場が法案の中にあることを求めたのであった。

科学技術庁が法案の整理を担当し、学術会議側ともひんぱんに連絡して、案としては昭和41年3月に一応まとまったが、この案は遂に国会に上程されることがないままになった。

翌昭和42年の夏になって、政界でこの法案を何とかしようという動きが始まり、自由民主党内の文教委員会と、科学技術振興特別委員会とで議論の結果、「科学技術」ということばを学術会議が理解するような、広汎な学術研究全般をおおうものとしなくて、狭義の科学技術、いわば科学的技術にしてしまう方が円滑であろうということになり、法案の始めに「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く）」として、法案の適用範囲を著しく狭くしたのである。この趣旨にのっとり、科学技術庁は法案文を変更し、昭和42年末に第2法案を作成、国会上程の準備をした。しかしこの法案もまた昭和43年春の国会中には審議する運びとならず、待機の姿勢となっている。

このような動きに対し、学術会議としては、昭和42年10月の総会の決定しに従って、(i)上記のように、科学技術を狭義に取ることに反対であること、(ii)もしこのような狭義の技術振興法的なものを制定するのであれば、それは先だって科学技術基本法を制定すべきこと。(iii)従来の広い意味に作られた科学技術基本法案をかような狭義のものに流用することに反対であることを、政府に対して意志表明したのである。

しかし、この学術会議の意見に対し政府側は何らの反応も示しておらず、また国会における審議も行われないまま、第7期は終了するに至った。

このような科学技術基本法案の推移にかんがみ、学術会議がその本来の目標である科学研究基本法の案を用意しておくことが必要であると考え、特別委員会は、そのような案を作成した。これは上記昭和42

年10月の総会において承認されている。

尚、上記の特別委員会の活動は、法案が国会に上程されるかどうかという切迫した雰囲気の中で行われたものであって、臨機の処置をとることが大切とされたので、総会からそのような際に既応する措置をとる権限を運営審議会と特別委員会に授けられるようお願いしたのである。

### 3. 略

### 4. 第8期への引き継ぎ事項

上記の経過報告からわかる通り、学術会議としては、次の国会に上程されるはずの科学研究基本法案に対して不満をもっているため、次期会員もこの意志を継承されて、然るべき時期にこの学術会議の考え表明されることを希望する。にもかかわらず、法案が現在の形のまま成立することも考えられるので、その際は日本学術会議の初志にかえり、科学研究基本法を樹立し、その傘のもとに、科学研究の振興方策をすすめられるよう処置されることを望む。

8-6

庶発492号 昭和44年5月10日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

(写送付先：科学技術庁長官，大蔵，文部両大臣)

#### 科学技術に関する基本法等の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第53回総会の議に基づき、下記の通り勧告します。

#### 記

最近国会において、「科学技術振興基本法」を制定しようとする動きが見られるが、同法を制定するにあたって、従来から当会議が主張してきた科学研究基本法をまず制定し、さらに基礎から応用に至る全研究分野の調和ある発展を確保するため、人文・社会科学を含む基礎科学の全領域を対象とした「学術振興法（仮称）」を「科学技術振興基本法」と同時に、制定するよう強く要望する。これにより、この領域の研究予算を格段に増額することが、近時における科学研究の世界的規模の大躍進に対応するのに不可欠の要件である。

従来これらの基本法論の中で、日本学術会議の位置付けが明確にされず、学術会議とは無縁に国の科学・技術に関する基本的施策が立てられているかのような感があるのはきわめて遺憾である。今後法案中には、基本計画のごとき重要案件について学術会議の意見が徴せられることを明確に規定されたい。

これらの条件が満たされないかぎり、「科学技術振興基本法」案が単独に先行して制定されることは諸科学の調和ある発展を阻害するおそれがあるので、これには反対である。